

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)											
事業名	動物用医薬品対策事業				担当部局庁	消費・安全局			作成責任者		
事業開始年度	昭和38年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし		担当課室	畜水産安全管理課			畜水産安全管理課長 石川 清康		
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	医薬品医療機器等法第69条第1項及び第3項、第71条 医薬品医療機器等法施行令第58条、第59条、第61条				関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-				主要経費	食料安定供給関係					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	有効・安全な動物用医薬品等を生産現場にできるだけ早く供給するため、動物用医薬品の承認審査に係る基準の国際的調和や、技術革新に対応した動物用医薬品及び再生医療等製品の基準を適切に設定することを通じ、動物用医薬品等の迅速な承認や開発・製造に資する。 また、民間だけの力では実用化が進みにくい、防疫上重要な疾病であるが日本では発生がない疾病や市場規模の小さい食用動物の疾病、食品衛生上の問題が顕在化している疾病等に対する動物用医薬品の開発及び供給を推進するとともに、薬剤耐性対策を進める上で重要である抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の開発及び供給を推進する。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①動物用医薬品等の承認・審査の迅速化や安全性の向上を目的とした、承認審査資料の国際的ガイドライン、動物用医薬品開発試験のガイドライン及び動物用再生医療等製品の安全性試験に関するガイドラインの策定を推進する。(補助率:定額) ②希少疾病及び希少動物用や新技術を活用した動物用医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の開発を推進する。(補助率:定額)										
実施方法	委託・請負、補助										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	77	84	80	73	76				
		補正予算	-	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-				
		計	77	84	80	73	76				
	執行額		71	69	77						
	執行率(%)		92%	82%	96%						
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)		92%	82%	96%							
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金		70	73	予防目的の抗菌剤の使用が国産畜産物の輸出の弊害となることが懸念されており、免疫賦活剤等抗菌剤の代替となる動物用医薬品の実用化を支援し、国産畜産物の輸出の弊害となる状況を回避するため、動物用ワクチン等実用化促進事業を拡充する。						
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等地方公共団体委託費		3	3							
	計		73	76							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 35 年度	
	【アウトカム(1)】 今後承認される大宗の動物用医薬品の承認審査期間		前年度の承認審査期間の80パーセンタイル値		成果実績	月	-	-	11.7	-	-
					目標値	月	-	-	12	-	12
					達成度	%	-	-	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	動物医薬品検査所が公表する承認審査期間のうち行政側期間の80パーセンタイル値(データを小さい順に並べたとき、初めから数えて全体の80%に位置する値を80パーセンタイル値という) ※目標値を下回ることを目標として設定										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度	
	【アウトカム(2)】 平成26年度から平成31年度までに新技術を利用した動物用ワクチン及び希少疾病等の対策に必要な動物用医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチン等6件(年1件)が承認申請等される		承認申請等された製剤等数(26年度からの累計数。)		成果実績	数	3	4	6	-	-
					目標値	数	-	-	-	-	6
					達成度	%	50	67	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	動物医薬品検査所へ承認申請された製剤等をカウント。 ※毎年の目標値を設定していないため、平成31年度目標値(6件)を分母として達成度を算出 ※本事業による支援実施から、実際に承認申請等されるまでの期間は製剤毎に異なり、また通常年単位の期間を要することから毎年の成果目標を掲げるのは現実的ではないため、平成31年度の目標値のみを記載										

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	ガイドライン案の累積作成数(平成22年度以降)	活動実績	数	27	29	34	-	-
		当初見込み	数	26	29	30	36	38
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	開発に着手した動物用医薬品等数	活動実績	件	6	4	4	-	-
		当初見込み	件	6	5	4	3	3
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	決算額/ガイドライン案作成数	単位当たりコスト	千円	6,257	6,029	2,744	7,033	
		計算式	千円/件数	12,514/2	12,058/2	13,721/5	14,066/2	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	決算額/医薬品等数	単位当たりコスト	千円	9,303	13,602	15,338	20,207	
		計算式	千円/件数	55,818/6	54,408/4	61,354/4	60,621/3	

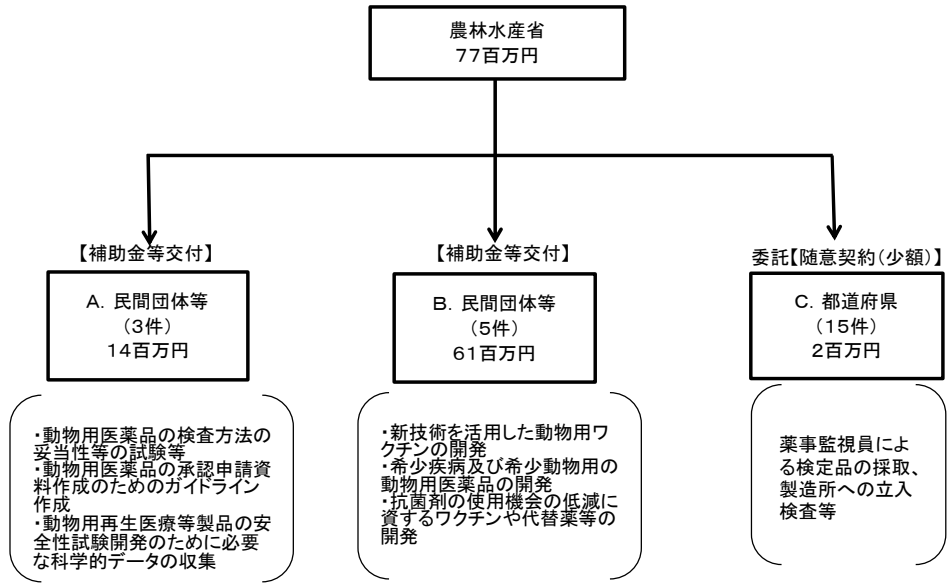
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1食料の安定供給の確保							
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミンパチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化、化成品の安定供給に関するガイドラインの策定・普及を推進する。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。								
	取組事項	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、安全性の高い動物用医薬品を迅速かつ安定的に供給することによって、安全な食品を確保するための事業であり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	動物用医薬品の承認は国の業務であり、開発試験ガイドライン作成等の承認迅速化のための周辺整備は、国費を投入しなければ実施できない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	食品の安全性向上に直結するものであり、事業の優先度は高い。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	より多くの企業・団体の応募が可能となるよう、幅広い企業・団体へ積極的にPRする等事業内容の周知に努めている。事業単位では複数者の応募となっているものの、応募しやすいように事業単位からさらに細分化しているメニュー単位では、一部で一者応募となったものがあった。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	負担関係は妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	本事業は、作成されるガイドラインや開発する動物用医薬品の内容が異なるため、単位あたりのコストで妥当性を判断することはできないが、事業の執行に当たっては、電子会議の実施等によりコスト削減を図っており、単位あたりのコストは適切に算出している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	中間段階での支出はない。				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助金実績報告書が提出された際の検査で「人件費」、「旅費」、「物品購入費」等の区分毎に精査し、必要額のみが計上されていることを確認している。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	事業全体の執行率は96.6%と不用率は小さい。				
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	繰り越しはない。					
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	国際会議における通訳費の節約、旅費の節約等、コスト削減に向けた工夫が行われている。					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	ガイドライン案の累積作成数は当初見込み30本のところ34本、開発に着手した動物用医薬品等数は当初見込み4件のところ4件と、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業においては唯一の手段・方法で実施しており、電子会議の実施等により、効率的かつコストを抑えるよう努めている。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	成果物は動物用医薬品の承認申請等に十分に活用されている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-					
	所管府省名	事業番号		事業名			
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 安全な動物用医薬品の迅速かつ安定供給による食品の安全を確保するための事業であり、国民のニーズ・優先度とも高い。 応募可能と考えられる企業・団体への積極的なPRをする等事業内容の周知に努めたが、依然として応募者が一者のメニューがあった。 試験ガイドラインが着実に作成されている。また、新技術を活用したワクチンや希少疾病等用医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチン等について多製剤の開発試験を実施できた。 					
	改善の方向性	より機動的な配分を行うため、令和元年(2019年)度より事業の大括り化を行った。しかしながら、細分化したメニュー単位の一者応札改善のため、さらなるPRIに努める。					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	本事業は、引き続き、効率的な事業の実施に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	引き続き、効率的な事業の実施に努める。						
備考							
-							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	0074	平成23年度	0060	平成24年度	0026	平成25年度	0002
平成26年度	0002	平成27年度	0002	平成28年度	0001	平成29年度	0001
平成30年度	農林水産省 (0001)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやって補足する)
(単位: 百万円)



A.公益社団法人日本動物用医薬品協会			B.共立製薬株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	調査人件費、委員謝金	1	器材費	ワクチン抗原培養装置	31
役員費	通訳費、資料作成費等	7	消耗品費	培養装置部品等	0
器材借料	同時通訳用器材費	0			
会議費	会場借料、委員旅費	0			
その他	通信運搬費、消耗品費	0			
計		8	計		31
C.東京都			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
事務費	参考書籍等	0.2			
旅費	検定品採取、適合状況調査等	0.1			
通信運搬費	簡易書留等	0.1			
計		0.4	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益社団法人日本動物用医薬品協会	5010005003827	動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成の推進	8	補助金等交付	1	--	
2	国立研究開発法人水産研究・教育機構	1020005004051	新技術を活用した動物用医薬品等の基準等の作成のためのガイドライン作成の推進	4	補助金等交付	2	--	
3	動物用ワクチン-バイオ医薬品研究会	8700150083089	新技術を活用した動物用医薬品等の基準等の作成のためのガイドライン作成の推進	1	補助金等交付	2	--	

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0002

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)										
事業名	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費			担当部局庁	消費・安全局			作成責任者		
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			総務課長 沖和尚		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人通則法第46条			関係する計画、通知等	独立行政法人農林水産消費安全技術センター年度目標、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの年度目標を達成するための計画(事業計画)					
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	農業生産資材の安全性を確保し、生産される食品の安全確保、国民の健康保護に資するため、農薬、肥料、飼料又は飼料添加物の検査等を行う。また、農林物資等の品質及び表示の適正化を図り、消費者の信頼確保に資するため、JAS又は食品表示基準が定められた農林物資等の検査等を行う。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施。 ②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施。 ③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備。 (交付:定額)									
実施方法	交付									
予算額・執行額 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求				
	予算の状況	当初予算	6,750	6,603	6,641	6,997	7,039			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	56	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	6,806	6,603	6,641	6,997	7,039			
		執行額	6,804	6,603	6,641					
		執行率(%)	100%	100%	100%					
		当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	101%	100%	100%					
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由						
	(目)独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費交付金	6,997	6,962	・定年退職見込み者数の減による人件費の減少 ・効率化による一般管理費の減少 ・輸出促進法に基づく登録認定機関調査業務追加による人件費・業務経費の増加						
	(目)独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	0	77	・安定同位体比質量分析装置購入経費による業務経費の増加 ・神戸センター局所排気装置改修工事ほかによる施設整備費補助金の増加						
	計	6,997	7,039							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	行政執行法人として、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に執行することに重点を置き、独立行政法人通則法第35条の11第1項に基づく農林水産大臣による独立行政法人の業務実績評価の総合評価において標準である「B」(目標の水準を満たしている。)以上とする。	成果実績	項目	1	1	1	-	-		
		目標値	項目	1	1	1	-	-		
		達成度	%	100	100	100	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成28年度に係る業務の実績に関する評価書(農林水産省) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成29年度に係る業務の実績に関する評価書(農林水産省) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの平成30年度に係る業務の実績に関する評価書(農林水産省)									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込		
	申請に基づく農林水産大臣の指示により、農薬の登録審査を実施し、標準処理期間(10.5または16ヶ月)以内に大臣に報告した割合	活動実績	%	100	100	100	-	-		
		当初見込み	%	100	100	100	100	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	申請に基づく農林水産大臣の指示により、肥料の登録に係る調査を実施し、20業務日以内に大臣に報告した割合	活動実績		%	100	100	100	-
	当初見込み		%	100	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	農林水産大臣の指示により、飼料安全法に基づく立入検査を実施し、25業務日以内に大臣に報告した割合	活動実績		%	100	100	100	-
	当初見込み		%	100	100	100	100	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	原産地表示についての検査件数	活動実績		件	2,286	2,558	2,474	-
	当初見込み		件/年	2,070	2,420	2,420	2,420	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	農林水産大臣の指示により、JAS法に基づく立入検査を実施し、標準処理期間(3または30業務日)以内に大臣に報告した割合	活動実績		%	-	-	100	-
	当初見込み		%	-	-	100	100	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	農薬登録審査費用/農薬登録審査件数	単位当たりコスト	千円	283.1	291.2	310.4	-	
		計算式	千円/件	366,331/1,294	328,453/1,128	319,141/1,028	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	肥料登録調査費用/肥料登録調査件数	単位当たりコスト	千円	37.9	38.9	41.9	-	
		計算式	千円/件	47,319/1,248	38,615/992	31,753/758	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	飼料立入検査費用/飼料立入検査件数	単位当たりコスト	千円	89.4	90	92.2	-	
		計算式	千円/件	50,520/565	47,617/529	40,838/443	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	食品表示検査費用/食品表示検査件数	単位当たりコスト	千円	174.3	173.7	179.9	-	
		計算式	千円/件	398,424/2,286	444,285/2,558	445,141/2,474	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	登録認証機関等への立入検査費用/登録認証機関等への立入検査件数 (※28、29年度を記載していない理由は、備考欄に記載)	単位当たりコスト	千円	-	-	351.8	-	
		計算式	千円/件	-	-	79,859/227	-	

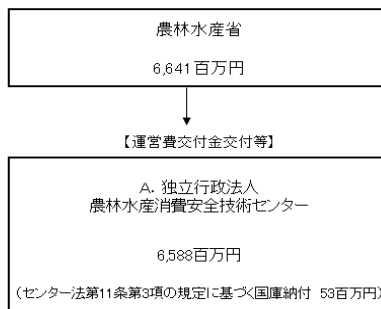
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1食料の安定供給の確保									
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保									
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度		
		生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	実績値	%	0.6	0.4	0.4	-	-		
			目標値	%	1.8	1.6	1.4	-	1		
		定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度		
		加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	実績値	%	2	1.5	1.8	-	-		
			目標値	%	4.2	3.4	2.6	-	1		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	<p>①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。</p>										
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
-											

事業所管部局による点検・改善

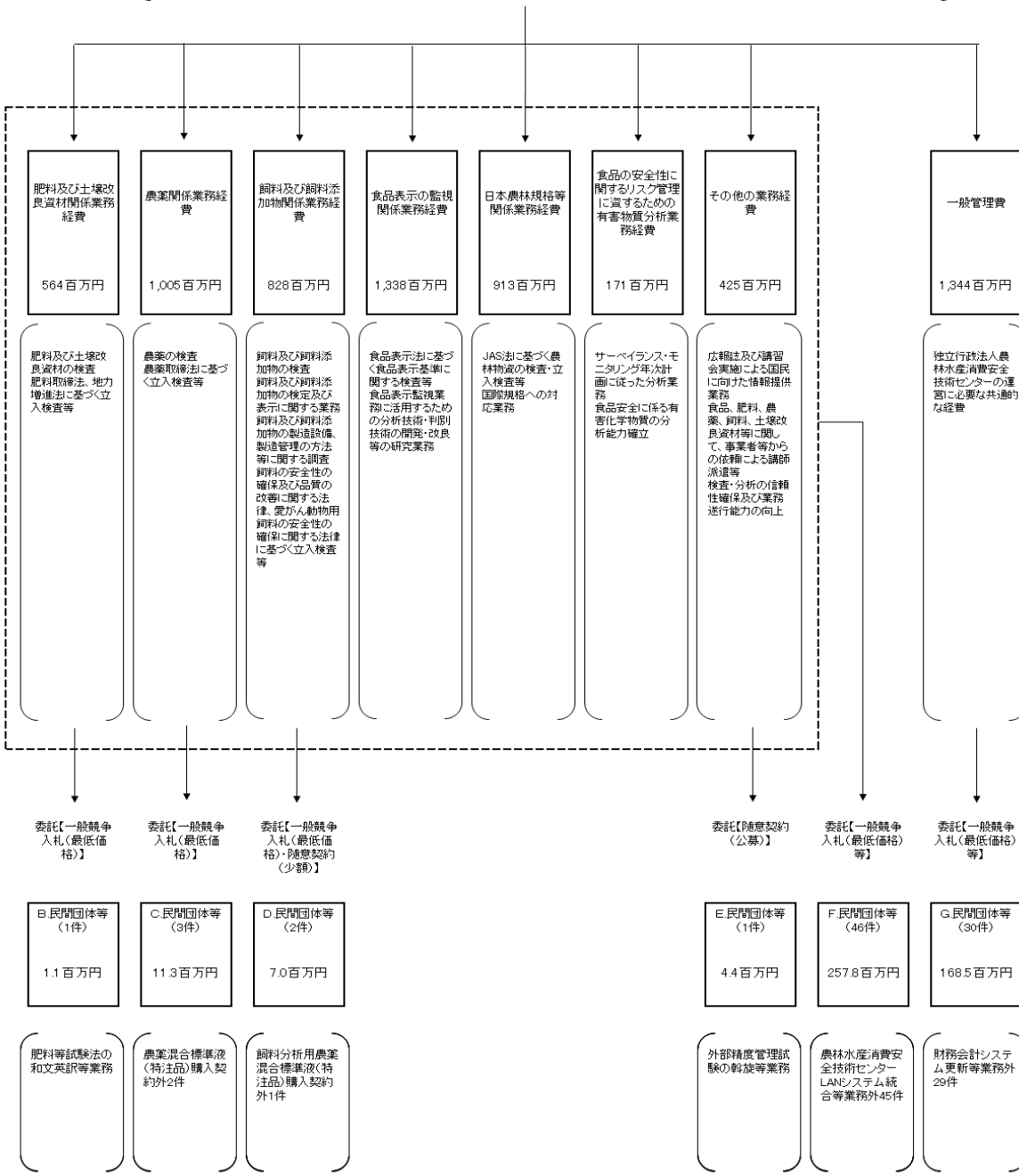
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)の業務は、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、国民の健康保護、消費者の利益の保護等を目的とする各個別法に基づいて規制行政を担うものであり、安全性等についての審査を経ていない無登録農薬、不適格な飼料・肥料等の生産・流通や食品の偽装表示に対する取締りは必要不可欠である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	FAMICが実施する業務は、作用法に基づく国の行政処分的前提となる業務であって、行政処分等は、国が透明性を確保し、公正かつ全国一律的に実施する必要があることから、地方自治体に委ねることはできない。 また、作用法に基づく立入検査等は、公権力の行使を伴うものであることから、民間に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	FAMICは国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確・確実に執行することを目的とした行政執行法人であり、農林水産大臣から指示される年度目標に基づき業務を執行している。年度目標は国による食品の安全と消費者の信頼の確保の施策を行う上で必要な業務について指示されていることから、国の政策の達成に必要なかつ適切であり、また優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	契約事務については事業計画に基づき一者応札の改善に取り組んでおり、具体的には仕様書の見直し、公告期間の確保等の取組を行っているところである。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	今回一者応札となった契約は、一般競争入札により競争性を確保した上で公示を行ったが、結果として応札が一者のみとなったものである。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	また、競争性のない随意契約となった契約は、取扱業者が特定され、競争性の余地がないため、事由を明確にした上で随意契約としている。 なお、一者応札や随意契約に関する妥当性、改善方策等について契約監視委員会において事後点検を行っている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	事業者等の依頼に基づく講師派遣等の手数料は受益者の負担が適切に反映されている。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	農業登録審査、肥料登録調査、飼料立入検査及び登録認証機関等への立入検査は、申請や指示等に基づくものであるため、年度毎の件数、案件毎の調査項目や内容、不適正の有無による所要期間が変わることから、前年度と比較することはできない。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	中間段階での支出については、不必要な団体を經由したものの及び再委託、再々委託を行ったものはない。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	業務支出については、年度目標・事業計画に基づき、毎年度コスト削減努力を行ってきており、業務の見直し及び効率化を進め、支出を真に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	執行率は100%となっている。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	繰越額はない。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	分析機器を複数部門と共用するとともに耐用年数の過ぎた分析機器をメンテナンスし継続使用することにより分析機器の購入、メンテナンスに必要な経費を削減し効率的・効果的な予算執行等を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標は農林水産大臣が指示する年度目標に基づいており、成果実績は当該目標における業務実績により農林水産大臣において評価されているが、評価にあたっては農林水産省独立行政法人評価有識者会議における意見聴取がなされているところ。成果実績の達成度である評価については、標準である「B」(目標の水準を満たしている。)となっており、成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	FAMICの業務は規制行政の一環として公権力の行使を行うものであることから、他の手段・方法により行うことはできない。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は農林水産大臣の指示による年度目標に基づき策定された事業計画により実施されており、当初見込み以上となっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備された施設等により、年度目標・事業計画に基づいた業務を実施している。成果物である本業務による検査結果や分析結果については、農業登録や農業製造者・使用者等への指導等に活用している。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○		FAMICでは産地表示に限らず品種判別など多様な科学的検査を行っている。一方、農林水産省の産地表示適正化対策事業は、産地判別の検査に特化し、かつ、FAMICが検査を実施していない一部の品目を民間分析機関に委託しているものである。		
	所管府省名	事業番号	事業名				
	農林水産省	0006	産地表示適正化対策事業委託費				
点検・改善結果	点検結果	<p>・FAMICの業務は、国民に対して安全な食品を安定的に供給し、食品に対する消費者の信頼を確保するための、科学的データに基づく食品安全行政の推進のために元々国として実施していたもので、法令に基づき、行政による事業者に対する指示・命令などの基礎となる事業者への立入検査等、公権力を行使する強い権限を伴う業務である。</p> <p>こうした業務の性質上、成果目標としては、大臣指示に基づく立入検査、申請に基づく登録の調査等を的確に実施することを年度目標により指示されており、これまで目標を達成してきている。</p> <p>・契約事務については事業計画に基づき一者応札の改善に取り組んでおり、具体的には仕様書の見直し、公告期間の確保等の取組を行っているところである。</p> <p>今回一者応札となった契約は、一般競争入札により競争性を確保した上で公示を行ったが、結果として応札が一者のみとなったものである。また、競争性のない随意契約となった契約は、取扱業者が特定され、競争性の余地がないため、事由を明確にした上で随意契約としている。なお、一者応札や随意契約に関する妥当性、改善方策等について契約監視委員会において事後点検を行っている。</p> <p>・経費の効率的な執行に努め、年度目標・事業計画に基づき、毎年度少なくとも一般管理費にあっては対前年度比3%、業務経費は対前年度比1%の削減を行ってきているところである。</p>					
	改善の方向性	<p>競争性の確保については、仕様書の見直し、公告期間の確保、一者応札となった契約に関する事業者へのアンケートによる要因の分析等、一者応札の改善の取組を行っているところであり、応札に係る資格要件(業務実績、参加資格等)が最小限であるかどうかの点検、履行期限の十分な確保を行う等、引き続き一者応札の改善に努める。</p> <p>また、年度目標・事業計画に基づき、毎年度コスト縮減努力等を行ってきているところであるが、引き続き年度目標に基づき効率的・効果的な予算の執行に努める。</p>					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	本事業は、引き続き、効率的な事業の実施に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	引き続き、効率的な事業の実施に努める。						
備考							
<p>【単位当たりコストについて】 JAS法改正に伴い、平成30年度から年度目標に掲げる指標が変更され、平成28～29年度とは比較にならないため、平成28～29年度は記載していない。</p> <p>【活動指標及び活動実績(アウトプット)について】 上記の他に、食品中の有害物質等の分析に係る業務についても活動指標を設定している。</p>							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	0059	平成23年度	0047	平成24年度	0028	平成25年度	0004
平成26年度	0004	平成27年度	0004	平成28年度	0002	平成29年度	0002
平成30年度	農林水産省 (0002)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



- ① 農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の検査・分析を担った安全性チェックや農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施。
- ② 食品の検査・分析を担った食品表示の真正性チェックや農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施。
- ③ これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.独立行政法人農林水産消費安全技術センター			B.トランスバレイ		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	役職員給与等	5,385	委託費	肥料等試験法の和文英訳等業務	1.1
	一般管理費	光熱水料、保守・修繕費等	368			
	業務経費	備品・消耗品費、保守・修繕費等	385			
	外部委託費	農林水産消費安全技術センターLANシステム統合等業務外82件	450			
	国庫納付額	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第11条第3項に基づく国庫納付	53			
	計		6,641	計		1.1
	C.林純薬工業株式会社			D.林純薬工業株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	農薬混合標準液(特注品)購入契約	7.6	委託費	飼料分析用農薬混合標準液(特注品)購入契約	5.5	
計		7.6	計		5.5	
E.株式会社セントラル科学貿易			F.株式会社富士通マーケティング関越支社			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
委託費	外部精度管理試験の幹旋等業務	4.4	委託費	農林水産消費安全技術センターLANシステム統合等業務	41.8	
計		4.4	計		41.8	
G.株式会社NTTデータ・アイ			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
委託費	財務会計システム更新等業務	75.4				
計		75.4	計		0	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	農林水産消費安全技術センター	5030005001226	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施 ②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施	6,641	運営費交付金交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	トランスバレイ	-	肥料等試験法の和文英訳等業務	1.1	一般競争契約(最低価格)	6	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	林純薬工業株式会社	5120001087409	農薬混合標準液(特注品)購入契約	7.6	一般競争契約(最低価格)	2	100%	-
2	株式会社日立システムズ	6010701025710	農薬登録票作成システム運用・保守業務	2.6	一般競争契約(最低価格)	1	95.2%	-
3	株式会社池田理化	3010001010696	理化学品(超薄型マイクロプレート)外39件購入契約	1.1	一般競争契約(最低価格)	3	88.9%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	林純薬工業株式会社	5120001087409	飼料分析用農薬混合標準液(特注品)購入契約	5.5	一般競争契約(最低価格)	2	100%	-
2	川口薬品化学株式会社	9030001074305	かび毒混合標準液(特注品)売買契約	1.5	随意契約(少額)	2	100%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社セントラル 科学貿易	1010501006717	外部精度管理試験の斡旋 等業務	4.4	随意契約 (公募)	1	100%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社富士通マー ケティング関越支社	5010001006767	農林水産消費安全技術セ ンターLANシステム統合等 業務1式	41.8	一般競争契約 (最低価格)	1	95.1%	-
2	株式会社富士通マー ケティング関越支社	5010001006767	情報システム等保守管理、 ファイアウォールの監視及 びログ点検・分析業務	7.9	一般競争契約 (最低価格)	1	98.7%	-
3	株式会社小松屋	8030001017322	島津製作所社製ガスクロマ トグラフ質量分析装置等 (22式)の点検・校正業務	20.6	一般競争契約 (最低価格)	1	99.9%	-
4	日本ウォーターズ株 式会社	7010701007625	日本ウォーターズ社製高速 液体クロマトグラフ等(10 式)の点検業務	17.8	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
5	日本ウォーターズ株 式会社	7010701007625	日本ウォーターズ社製高速 液体クロマトグラフタンデム 質量分析装置の年間保守 業務(3台)	10.9	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
6	株式会社島津製作 所北関東支店	6130001021068	高速液体クロマトグラフタン デム質量分析装置1式購入 契約	13.8	一般競争契約 (最低価格)	3	78.2%	-
7	株式会社SSマー ケット	7010101010238	職員用パーソナルコン ピューター110式外購入契 約	11.7	一般競争契約 (最低価格)	2	90.2%	-
8	リコージャパン株式 会社販売事業本部 埼玉支社公共文教 営業部	1010001110829	パソコン用ソフト(Just Office更新)購入契約	10.7	一般競争契約 (最低価格)	6	76.9%	-
9	アジレント・テクノ ロジー株式会社	4010101000191	誘導結合プラズマ質量分 析装置1式購入契約	10.6	一般競争契約 (最低価格)	2	67.4%	-
10	株式会社インター ネットイニシアティブ	6010001011147	情報通信ネットワーク回線 の保守及び機器の賃貸借	7.8	随意契約 (その他)	-	100%	-

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0003

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)										
事業名	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費			担当部局庁	消費・安全局			作成責任者		
事業開始年度	平成15年度	事業終了 (予定)年度	平成34年度	担当課室	消費者行政・食育課			消費者行政・食育課長 高橋 一成		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成15年政令第300号)			関係する 計画、通知等	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)					
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本事業の最終目的は、牛の個体識別番号を活用することにより、伝染病等発生時の病気の蔓延や産地・銘柄の偽装を回避することであるが、当該最終目的の達成のためには、牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図ることが大前提であることから、本事業により、牛肉流通業者等による個体識別番号の適正表示・伝達を科学的に確認する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の的確な実施を図るため、国内のと畜場でと畜された全ての牛の枝肉から照合用サンプルとして肉片を採取し、DNA鑑定機関へ送付する。 ②送付された照合用サンプルを保管し、地方農政局等が小売店等から購入した調査用サンプルの牛肉と、照合用サンプルについてDNA鑑定により同一性を分析し、牛の個体識別番号の伝達・表示が適正に行われているかを科学的に確認する。									
実施方法	委託・請負									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	234	230	233	235	234			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計		234	230	233	235	234			
	執行額		231	228	231					
	執行率(%)		99%	99%	99%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		99%	99%	99%					
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等委託費				①の採取単価、輸送回数及び②の分析単価の近年の実績並びにと畜頭数の動向を反映するとともにDNA鑑定数を見直し減額要求。					
	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費		235	234						
	計		235	234						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 34 年度
	【アウトカム】 ①②平成34年度までに、照合用サンプルと調査用サンプルのDNA鑑定的一致率を100%まで引き上げる。		調査用サンプルに対するDNA鑑定的一致率 (DNA鑑定的一致率=調査用サンプルと照合用サンプルが一致した数/調査用サンプル数)		成果実績	%	97.7	98.2	97.7	-
					目標値	%	100	100	100	-
					達成度	%	97.7	98.2	97.7	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	DNA鑑定機関のDNA鑑定結果									

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
		①国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取したDNA鑑定用サンプル数		活動実績	と畜頭数(万頭)		104	104	105
		当初見込み	と畜頭数(万頭)		114	114	114	105	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
		②小売店等が適切に個体識別番号を表示しているかを 確認するため、買い上げた牛肉商品のDNA鑑定を実施		活動実績	DNA分析点数	24,019	18,009	20,010	-
		当初見込み	DNA分析点数		24,000	18,000	20,000	20,000	-
単位当たり コスト		算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
		【採取点数当たりのコスト】 ①DNA鑑定照合用サンプル採取委託事業額/照合用 サンプル採取点数		単位当たり コスト	円	191	190	189	186
			計算式	千円/千点	198,397/1,039	198,384/1,044	198,436/1,050	195,484/1,050	
単位当たり コスト		算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
		【分析点数当たりのコスト】 ②DNA鑑定及び照合用サンプル保管委託事業額/調 査用サンプル及び照合用サンプル分析点数		単位当たり コスト	円	1,345	1,625	1,616	1,690
			計算式	千円/千点	32,293/24,019	29,258/18,009	32,345/20,010	33,804/20,000	
政策評価、 新経済・ 財政再生計画との関係	政策	1 食料の安定供給の確保							
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与している。								
	取組事項	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

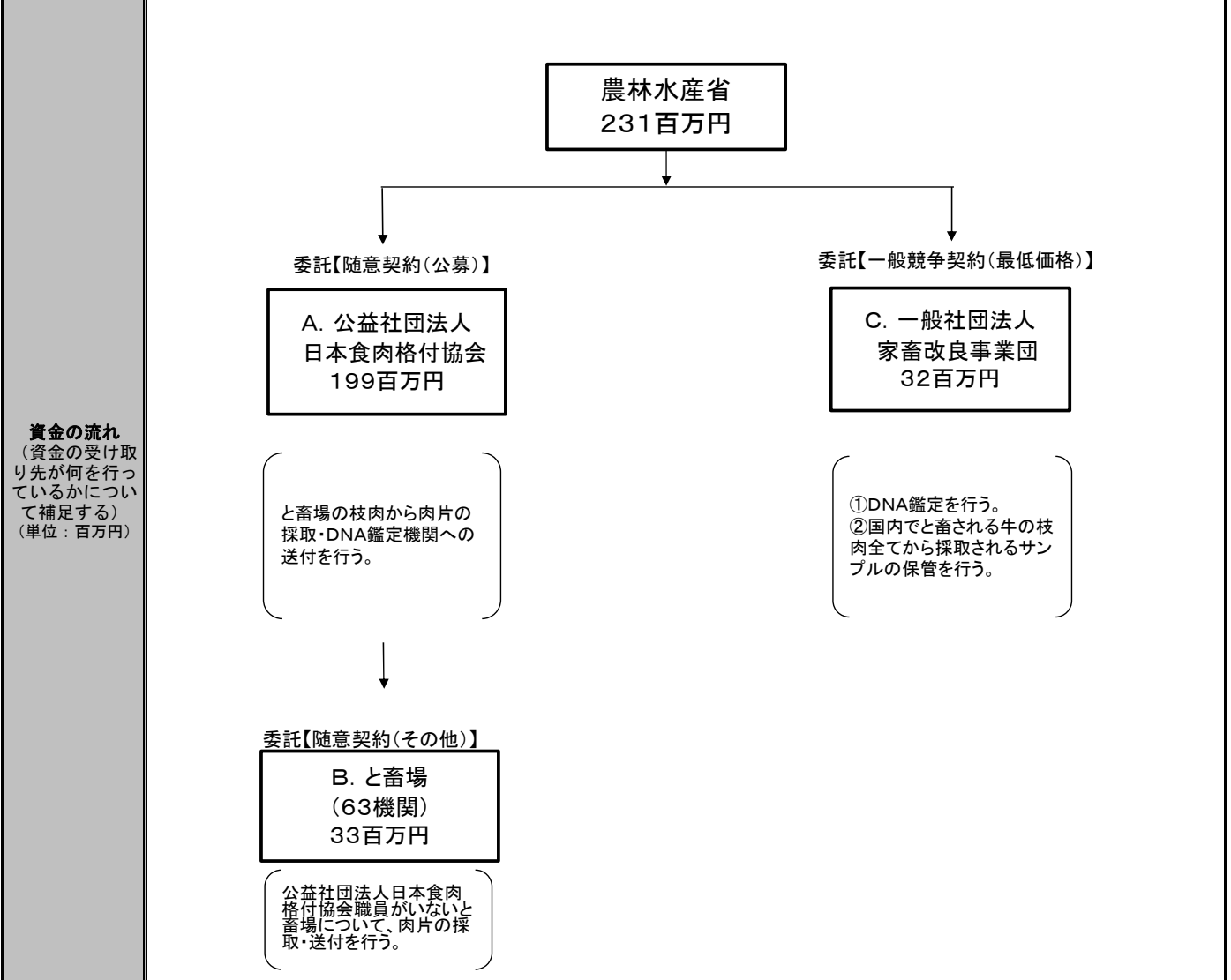
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	①②牛トレーサビリティ制度の信頼性の確保のために必要な監視活動であり、事業の優先度、国民ニーズは高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	①②生産から流通、消費の各段階において「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により義務付けられた個体識別番号の伝達状況の監視は国の事務として位置付けられており、適正に実施されているか科学的に確認することにより、牛トレーサビリティ制度の信頼性の確保を図るものであり、国が主体となって事業を実施することが適切である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	①②意図的に偽装が行われた場合、地方農政局等による巡回調査では判別困難であり、流通及び販売において、個体識別番号が適正に伝達、表示されているかを科学的に確認することは、牛トレーサビリティ制度の適正な運用に寄与するとともに、畜産及びその関連業者の健全な経営並びに国産牛肉に対する消費者の信頼確保に必要不可欠であり、事業の優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	①平成18年度から平成24年度までの間、一般競争入札による事業者の選定を行っていたが、照合用サンプルの採取には、と畜場内における公衆衛生に関する知識のほか、枝肉の経済的価値を減失させない技能と知識が必要であることから一者応札となっていた。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	このような状況を踏まえ、平成25年度及び26年度は競争性のない随意契約としたが、本事業を履行するに足る技能を有する者の存在の可能性を排除しないとの観点から、平成27年度から公募(競争性のある随意契約)により事業者の選定を行っている。(平成30年度:一者応募)
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	②一般競争入札により事業者の選定を行っているが、平成28年度は一者応札となった。事業者に対するヒアリングを行った結果、公告時期の早期化、公告期間の延長の要望があったため、平成29年度の入札から公告時期の早期化、公告期間の延長を行っている。(平成30年度:二者応札)
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	①②トレーサビリティ制度は、特定の者が利益を受けるものではなく、全国民に広く裨益するものであり、本事業の結果不適正表示の是正に寄与することとなるため、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコストは、調査用サンプル数の減少等に伴い、人件費や資材費、分析機器等に係る固定費の割合が高くなり、結果として上がっている。 肉用牛1頭の枝肉価格が80万円を超える中、牛1頭当りの総事業コストは220円(H28~H30の3年平均)であること、家計費調査による国産牛肉(加工品・外食等を除く)への支出額が3千億円を超える水準で推移する中、本事業の実施が牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与していることを踏まえれば、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	①中間段階での支出は、委託先の職員がいないと畜場について、DNA鑑定照合用サンプルの採取及び情報管理に係る経費に限って支出しており、事業目的に即した合理的なものとなっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途については、事業終了後の完了確認検査によって、本事業に必要なものに限定されていることを確認している。 ①DNA鑑定照合用サンプルの採取及びサンプル情報の管理、分析機関への送付という事業目的に即したものに限定している。 ②DNA鑑定照合用サンプルの保管、DNA分析の実施及び分析情報の管理という事業目的に即したものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	執行率は99%のため、不用率は小さい。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	繰越額はない。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	①②委託先において、サンプル採取機材(ピンセット、採取袋などの消耗品)を一括購入し各々のと畜場に配布する、と畜場から鑑定機関へのサンプル輸送を全国一括契約し経費を削減するなどの手法により、コスト削減を図っており、加えて、商品買上げについて、職員が覆面で行い、事業の効率化を図っている。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	DNA鑑定の一一致率は、制度導入当初の83.0%(H16年～H18年の3年平均)から現在は97.9%(H28年～H30年の3年平均)に向上しており、平成30年度までに100%に引き上げるとの成果目標の達成に向け引き続き努力している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業においては唯一の手段・方法で実施しており、一者応礼となった①は、公募(競争性のある随意契約)を行い、委託先において、サンプル採取機材(ピンセット、採取袋などの消耗品)を一括購入し各々のと畜場に配布する、と畜場から鑑定機関へのサンプル輸送を全国一括契約し経費を削減するなどの手法により、コスト削減を図っている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	①本事業における照合用サンプルは、と畜される全ての牛の枝肉から採取しなければならない。と畜頭数は、年によって変動することから、直近年のと畜実績ではなく、過去のと畜実績を踏まえて見込みを設定している。 活動実績は見込みを下回ったが、概ね計画通りに実施されている。次年度においては、見込みと活動実績の差が減少するよう、過去のと畜実績等を踏まえ、見込みの設定を行う。 ②概ね計画通りに実施されており、見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	①②の事業は、DNA鑑定の結果は、一致率の向上を目的とした事業者への行政指導等の実施に活用している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<p>①②の事業は、牛の個体識別番号が適正に表示・伝達されているかについてDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を構ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛トレーサビリティ制度の精度向上、牛肉流通に対する消費者の信頼の確保において必要不可欠である。</p> <p>・目標の達成度の指標に用いるDNA鑑定の一一致率は、約10年前の83.0%(H16年～H18年の3年平均)から現在は97.9%(H28年～H30年の3年平均)まで向上しているが、平成30年度までの成果目標である100%には達していない。</p> <p>・コストに関しては、財務省の予算執行調査(平成23年度)の結果を踏まえ、実績額を適切に予算に反映させることにより、執行額と予算額の乖離の改善を推進してきた結果、と畜される牛の年間頭数に対する1頭当りの総事業コストは、約10年前の368円(H16年～H18年の3年平均)から現在は220円(H28年～H30年の3年平均)となっており、減少傾向にある(△60%)。</p> <p>・①は、公募(競争性のある随意契約)による一者応礼、②は一般競争入札を実施し二者応礼となった。</p>	
	改善の方向性	<p>①②の事業について、商品の買上から鑑定結果の通知までに要する期間の縮減等を行っている。</p> <p>・DNA鑑定の結果が不一致となった牛肉の流通関係業者(販売者及び料理提供者)を対象として行う、行政指導等による表示の是正・再発防止対策の実施により、DNA鑑定の一一致率の更なる向上と、牛トレーサビリティ制度の適正かつ確実な運用に、今後とも努力する。</p>	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
事業内容の一部改善の	<p>・単位当たりコストについて、当初の見込み(積算時)に比べて上昇している。</p> <p>以上のことから、「単位当たりコストの検証・見直し」を行うべきであり、本事業は「事業内容の一部改善」とする。</p>		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
縮減	<p>活動見込みのと畜頭数は、肉用子牛等の価格等を踏まえた個々の農業者の判断に左右されることから、単位当たりコストの当初見込みと比較し増減が生じることはやむを得ない面があるが、引き続き要因分析を行うとともに、適正な事業執行に努めたい。なお、令和2年度予算からよりの確な予算額の積算を行うため、サンプル採取費と固定経費を分けて経費を算出するよう見直した。</p>		
備考			
-			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0066	平成23年度	0051	平成24年度	0029	平成25年度	0005
平成26年度	0005	平成27年度	0005	平成28年度	0003	平成29年度	0003
平成30年度	農林水産省 (0003)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A. 公益社団法人 日本食肉格付協会			B. 池田町食肉センター(十勝ハンナン 株式会社)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
サンプル採取費	サンプル採取に係る手当等	118	サンプル採取費	サンプル採取手当	2
委託費	株式会社 北海道チクニート 北見食肉センター他64件(サンプル採取に係る経費)	33			
物品購入費	サンプル採取消耗品(ラベル・ろ紙等)に係る費用	19			
借料及び損料	採取関連機器(バーコードプリンター等)のリース・保守管理に係る費用	18			
施設等管理費	サンプル用バーコードラベル作成データベース処理PC及びソフトの保守管理に係る費用	6			
通信運搬費	サンプル輸送費等	5			
計		199	計		2
C. 一般社団法人 家畜改良事業団			D.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
DNA鑑定分析費	DNA鑑定費用	24			
サンプル保管費	消耗品費、通信運搬費、物品借料、光熱水料等	8			
計		32	計		0

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0004

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)									
事業名	生産資材安全確保対策事業委託費			担当部局庁	消費・安全局			作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	平成36年度	担当課室	畜水産安全管理課			畜水産安全管理課長 石川 清康	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	農業取締法(第3条)、肥料取締法(第3条、第7条)、医薬品医療機器等法(第83条の4、第83条の5)、飼料安全法(第3条)、ペットフード安全法(第5条)			関係する計画、通知等	食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成27年3月公表) 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画(平成28年2月関係閣僚会議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本事業の最終目的は、農産物や畜産物などの食品の安全と消費者の信頼を確保することである。目的達成のためには、農畜水産物の生産に不可欠な、農薬や肥料、飼料、飼料添加物、動物用医薬品といった生産資材について、生産資材に含まれる有害物質や、生産資材に起因する薬剤耐性菌が、農畜水産物を介してヒトの健康に影響を与えることがないよう、国際基準や科学的データに基づいた適切な使用基準や残留基準値等の設定・見直し、薬剤耐性の動向の把握をしなければならないという課題があるため、本事業により必要な調査試験等を実施する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①農薬及び肥料の安全性の向上や、これら生産資材の生産現場への安定かつ迅速な供給に資するために必要な調査・試験等を実施。 ②飼料の基準・規格の設定・見直しに必要な調査・試験や海外登録農薬の分析法の開発等を実施。 ③動物用医薬品の使用基準や残留基準値等の見直しに必要な調査・残留試験等を実施。また、薬剤耐性菌のリスク評価やリスク管理に必要なモニタリング調査、薬剤耐性菌の簡易検査方法の開発、普及・教育のための技術研修会の開催等を実施。 ④生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直しが必要となった場合に試験や調査等を実施。 ※ 各事業の詳細については、別添参照。								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	324	259	283	312			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		324	259	283	312	296		
	執行額		262	222	227				
	執行率(%)		81%	86%	80%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		81%	86%	80%					
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等委託費			農薬等安全確保対策事業において、農薬残留試験の対象作物の選定・検証や、肥料生産に使用可能な副産物等原料リスト作成等に係る事業が終了する一方、農業使用者の安全意識向上に係る適正使用の推進をはじめとする新規の事業を実施するため。また、飼料安全確保対策事業において、新たに、有害試験を用いない分析法の開発や、食品残さ利用飼料の安全確保対策としての研修会開催・現地指導等に係る事業を実施するほか、緊急対策に係る従来事業との大括り化等を行うため。					
	生産資材安全確保対策事業委託費	312	296						
	計	312	296						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	【アウトカム】 生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等について、実施計画に基づき、平成30年に10件、平成31年度に8件実施する。	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等の件数	成果実績	件	16	19	12	-	-
			目標値	件	23	20	10	-	8
			達成度	%	70	95	120	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	本事業で実施した調査等に係る生産資材の使用基準や残留基準値等を設定・見直しを行った件数を記載。								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	試験、調査等の事業数 (実施する事業内容は毎年度変わるため事業全体の件数を記載。)	活動実績	件	29	33	34	-	-	
		当初見込み	件	28	27	28	32	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	執行額(千円)÷事業数(件) (事業当たりのコスト)	単位当たり コスト	千円	9,041	6,715	6,689	-		
		計算式	執行額/ 事業数	262,179/29	221,591/33	227,441/34	-		

単位当たりコスト		算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
		執行額(円)／薬剤耐性モニタリングに使用する家畜・家きんから分離した菌株数(件) (薬剤耐性モニタリング事業の菌株当たりの分析コスト、事業内容に変動のない事業のコスト例)	単位当たりコスト					円	-	
			計算式	執行額/菌株数	6,568,750/2,618	6,593,400/1,874	3,888,000/1,917	-		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1食料の安定供給の確保								
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保								
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施する。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施する。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。									
	取組事項	分野:	-							
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-		
達成度		%	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-			
	目標値	-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-			

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、国産農畜水産物の安全を確保し、ヒトへの健康被害を未然に防止することを目的としており、食品の安全確保は国民や社会のニーズがある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	生産資材の使用基準や安全基準値等の設定・見直しは、その統一性及び公正性の観点から、地方公共団体等に委ねることは難しく、国が実施することが望ましい。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国産農畜水産物の安全性向上に直結するものであり、事業の優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	競争性の確保については、一般競争入札の実施をはじめ、入札の細分化やPR等に努めた結果、1事業当たり約2.4者の入札数を確保(30年度:82者/34事業)したものの、1者の入札にとどまった事業が13事業あった。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	食品の安全確保は、特定の者が利益を受けるものではなく、全国民に広く裨益するものであることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	単位当たりコストの水準については、事業の内容や規模、入札の結果によって変動するため、妥当性を評価できない。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	資金の流れについては、不必要な再委託は認めておらず、合理的なものとなっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途については、事業終了後の完了確認検査によって、本事業に必要なものに限定されていることも確認している。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	30年度の不用率が20%(執行率80%)となったが、競争性の向上により、複数の事業において、予定価格を大きく下回ったことによるものである。		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	繰越額ははない。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	入札による競争性の確保及び過去の実施した事業との比較・調査により、実態に即した予定価格の作成によりコスト削減を図っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	事業の実施期間と事業成果の活用時期が一致しない場合があるため、実績と目標にやや乖離があるものの、事業成果は確実に出ている。また、成果実績の根拠となる調査結果(厚労省)が公表されるのは次年度末以降であるため、前々年度の成果実績を参考に判断している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業においては、唯一の手段・方法で実施しており、一般競争入札等により、効率的かつコストを抑えるよう努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初予定していた事業を確実に遂行したほか、緊急的に事業を実施したため、活動実績が見込みを上回った。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業で得られた科学的データや分析法・試験法に基づき、使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施しており、十分活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果		競争性の確保については、一般競争入札の実施をはじめ、事業内容を踏まえた入札の細分化、入札参加資格の拡充等により、1事業当たり約2.4者の入札数を確保したものの、国際的な水準を満たす外部精度管理を実施要件としている事業や、高度な技術が必要であり技術的に対応できる業者が限定される事業があることから、1者の入札・応募にとどまった事業があった(平成30年度13事業)。 不用率については、競争性の向上により複数の事業において予定価格を大きく下回ったことに加え、不落となった事業が発生したことや、契約額から大幅に減額して執行された事業(輸入数量と収去点数の減少、採集菌株数の減少など)により、20%となった。 なお、本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、事業の目的である生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施している(29年度19件、30年度12件)。	
	改善の方向性		平成26年行政事業レビュー公開プロセスの結果を受け、平成27年度から、補助事業(生産資材安全確保推進事業)を廃止して、委託事業(生産資材安全確保調査・試験事業)を拡充して実施(生産資材安全確保対策事業)しているところであり、令和元年度については、前年度よりも事業開始時期を早めたほか、前年度と類似する事業については、事業内容を踏まえた入札の細分化、入札参加条件の検討により、効率的な事業の執行に努めることとしている。	

外部有識者の所見

レビューシートを見ただけでは、どのような事業が行われているか非常にわかりにくい。食品の安全確保という目的には疑問の余地はないが、具体的にどう安全の確保に貢献しているのかを記載してくれないと評価に困る。どこのHP等を見れば結果がでているのか、どのようなセミナーがどこでどの程度開催されているのか、等々記載して欲しい。

行政事業レビュー推進チームの所見

抜本的な全体の改善

- ・30年度の執行率は、80%と前年度に引き続き低水準となっている。
- ・資金の流れAについて、一者応札(一者応募)となっている。
- ・外部有識者から、事業の食品の安全確保への貢献度合い等について指摘があった。
- ・以上のことから、「執行額と予算額の乖離の抜本的な改善」、「支出先の選定における競争性・透明性の改善」及び外部有識者所見を踏まえた検討を行うべきであり、本事業は「事業全体の抜本的な改善」とする。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

- ・外部有識者の所見を踏まえ、「どう安全の確保に貢献しているのか」、「どこのHP等を見れば結果がでているのか」、「どのようなセミナーがどこでどの程度開催されているのか」等を事業概要の別添として記載した。
- ・執行率が低水準になっていることは、競争性の向上により予定価格を大きく下回ったり、年度途中に入札を行った一部の事業で応札者がなく年度内に実施できなかったことによるものである。このため、31年度の事業執行については、入札公告の早期化(これまで5月以降に入札公告を行っていたものを4月以前に前倒し)を実行し、入札残が発生した場合は、年度当初に作成している執行候補事業の中から優先度が高く年度内に執行可能な事業について、速やかに入札公告等の手続きを行う等の措置を講じたところである。
- ・一者応札については、H30年度の契約後、業者へのアンケート、事後審査会(予算課)の審査を踏まえ、①事業者が早期に事業体制(人員、ほ場等の確保)を検討できるよう、可能な限り入札公告の早期化(H30年度からH31年度に平均で73開庁日前倒し)、②分野の異なる事業者や新規参入事業者においても、事業計画(他の事業者への再委託等を含む)を検討できるよう、公告期間を十分確保(平均でH30年度15開庁日→H31年度20開庁日)、③仕様書について業務内容のよりわかりやすい記載等(調査対象農作物への農薬散布状態を判断しやすいように【目安】を新たに記載する等)の措置を講じたところである。

備考

平成26年行政事業レビュー公開プロセス
 事業番号:0009 事業名:食の生産資材安全確保対策事業
 公開プロセスの結果:「事業内容の一部改善」

全体としてのとりまとめコメント:

- ・基準設定という行政上の課題を与えられて、それをどう効率的・効果的に執行するかという視点に乏しい。
- ・毎年、同じ程度の件数・予算となっており、必要な検査等を実施できていない可能性があるのではないかな。
- ・事業の改善の手法や見直しの方向性として、
- ・年度ごとの課題の累積に対する進捗率を計る、単位コストの年ごとの縮減を図るといった目標を設定すべき。
- ・競争性の確保が必要。
- ・一者応札の場合に随契にしてコスト削減交渉を行う等の方法を検討。

【対応の概要】:27年度予算要求における補助事業の廃止と委託事業への統合、入札の細分化、応札可能者に対する一層のPR等の改善を行った。

【成果物の公表先】

- ・肥料中の主成分の均質性確認調査
 独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ「肥料調査研究に関する情報」(<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html>)
- ・飼料の基準・規格の設定・見直し
 農林水産省ホームページ「飼料の安全確保」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>)
- ・動物用医薬品の使用基準や残留基準値等の見直し
 農林水産省ホームページ「動物用医薬品の安全確保」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzy/index.html>)
- ・薬剤耐性菌のリスク管理措置
 農林水産省ホームページ「家畜に使用する抗菌性物質について」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzy/koukinzai.html>)
 動物医薬品検査所ホームページ「薬剤耐性菌への対応」(<http://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/index.html>)
- ・平成30年8月17日付け30消安第2631号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知
 独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ「飼料へのシアヌル酸混入事例について」(http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/30_2631.html)

【セミナー等の実績】

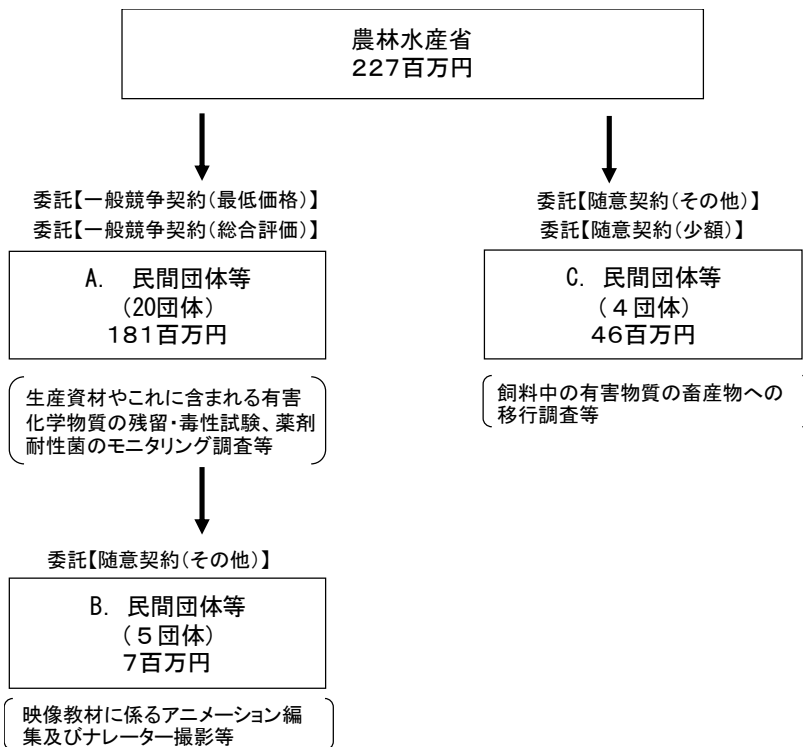
- ・アジア地域の農業の共同評価や国際的な残留農薬の評価手法に対する理解増進に関するセミナー(平成31年2月東京の他、平成27年以降東京で3回、シンガポール、タイ、マレーシアで各1回開催)
- ・飼料等の適正製造規範(GMP)研修推進事業に係わるWeb研修会(平成31年2月実施)
- ・e-ラーニング「薬剤耐性(AMR)対策の動画について」(http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzy/amr_movie.html)(平成30年6月公開)

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0065	平成23年度	0050	平成24年度	0034	平成25年度	0010
平成26年度	0009	平成27年度	0009	平成28年度	0004	平成29年度	0004
平成30年度	農林水産省 (0004)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.株式会社エスコ			B.株式会社ヒューマンセントリックス		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	農作物の栽培管理、農薬散布、分析試験、結果解析等	14	撮影	プレゼンテーション形式、操作方法等デモンストレーション	0
再委託費	栽培管理、農作物採取、圃場借用、無人航空機による農薬散布、サンプラー設置等	5	映像編集、アニメーション制作	撮影素材のカット・テロップ編集、提供素材のアニメーション表現等	2
その他	旅費交通費、消耗品費、印刷製本費等	10			
計		29	計		2
C.家畜移行調査協議会			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	馬の飼育・採材試験、血液検査、分析試験等の実施に係る人件費	10			
事業費	動物・飼料購入費、消耗品費、施設使用料、廃棄物処理費、旅費、通信運搬費等	28			
一般管理費	間接人件費、間接物件費等、受託事業を遂行するのに必要となる経費・管理運営費	4			
計		42	計		0

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エスコ	3100001000408	農業散布機によるドリフト比較調査委託事業	15	一般競争契約 (最低価格)	1	96%	-
2	株式会社エスコ	3100001000408	農業の作物残留濃度推定方法開発委託事業(こまつな)	14	一般競争契約 (最低価格)	1	97%	-
3	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	飼料等の適正製造規範(GMP)研修推進事業	9	一般競争契約 (最低価格)	2	88%	-
4	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	疾病に罹患した愛玩動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査事業	9	一般競争契約 (最低価格)	3	89%	-
5	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	愛玩動物分野における抗菌剤使用量データの集計事業	4	一般競争契約 (最低価格)	1	85%	-
6	一般社団法人日本植物防疫協会	4011505001619	農業の影響評価に向けた試験委託事業(有用生物の半野外試験法の検討・検証)	11	一般競争契約 (最低価格)	1	58%	-
7	一般社団法人日本植物防疫協会	4011505001619	農業登録における作物群の導入のための試験委託事業	8	一般競争契約 (最低価格)	1	97%	-
8	一般社団法人日本海事検定協会	9010005016718	国産飼料中のかび毒含有実態調査	16	一般競争契約 (最低価格)	4	72%	-
9	一般社団法人日本海事検定協会	9010005016718	肥料中の主成分の均質性確認調査委託事業(肥料中の加里成分に関する分析調査)	1.2	一般競争契約 (最低価格)	6	80%	-
10	一般社団法人日本海事検定協会	9010005016718	クロピラリド対策委託事業(生物検定の委託)	1	一般競争契約 (最低価格)	3	27%	-
11	一般社団法人日本海事検定協会	9010005016718	クロピラリド対策調査委託事業(クロピラリド濃度測定)	1	一般競争契約 (最低価格)	3	54%	-
12	一般財団法人生物科学安全研究所	2021005002449	健康な愛玩動物由来の薬剤耐性モニタリング調査事業(検体の収集及び菌株の分離・同定)	8	一般競争契約 (最低価格)	1	99.6%	-
13	一般財団法人生物科学安全研究所	2021005002449	と畜場等における薬剤耐性モニタリング③(平成29年度に家畜や肉用鶏から分離した菌株の薬剤耐性率の分析)	4	一般競争契約 (最低価格)	5	42%	-
14	一般財団法人生物科学安全研究所	2021005002449	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の豚における保有状況調査	3	一般競争契約 (最低価格)	1	71%	-
15	一般社団法人日本科学飼料協会	8010005003568	あいがも及び採卵鶏における飼料中シアヌル酸の移行調査委託事業	12	一般競争契約 (最低価格)	2	35%	-
16	株式会社LSIメディエンス	1010401068675	と畜場等における薬剤耐性モニタリング②(薬剤耐性分析のための肉用鶏からの菌分離)	5	一般競争契約 (最低価格)	7	42%	-
17	株式会社LSIメディエンス	1010401068675	と畜場等における薬剤耐性モニタリング①(薬剤耐性分析のための家畜からの菌分離)	4	一般競争契約 (最低価格)	7	64%	-
18	一般財団法人材料科学技術振興財団	3010905002467	飼料中の農業分析法開発委託事業	10	一般競争契約 (最低価格)	4	55%	-
19	株式会社安評センター	4080401022805	動物用医薬品(ナナフロン)の毒性試験(トランスジェニックげっ歯類突然変異試験)	9	一般競争契約 (最低価格)	1	91%	-
20	一般財団法人日本食品分析センター	3011005000295	愛玩動物用飼料の分析法検討等委託事業	9	一般競争契約 (最低価格)	2	86%	-

別添 事業概要補足

事業メニュー	安全の確保への貢献について	事業内容	事業の成果	成果物の公表先	セミナー・講習会等実績及びポスター等の配布枚数等
農業等安全確保対策事業	農産物の生産に不可欠な、農業や肥料といった生産資材に含まれる有害物質等が、農産物を介してヒトの健康に影響を与えることがないよう、国際基準や科学的データに基づいた適切な使用基準や残留基準値等の設定・見直しを行うことにより食品の安全と消費者の信頼確保に貢献。	①より効率的な農業登録のため、個々の作物ごとではなく、ナス科や仁果類といった作物群で登録可能となるよう、残留濃度などのデータを収集 ②無登録農業の取り締まりに資する農薬的資材の農薬成分の有無を確認 ③未利用資源の肥料原料への利用に資するため、下水汚泥からリンを取り出し肥料利用した場合の有害成分、有効成分について調査、植害・肥効試験 ④有害微生物による農作物の汚染防止のため、堆肥中の大腸菌等を調査など	①作物群で登録する際の必要なデータについて整理し、通知を发出。(H31.3.29局長通知発出) ②登録を受けていないにも関わらず、薬効をうたって販売されていた資材について、表現の削除、修正を指導。 ③汚泥からのりん回収物について、有効成分及び有害成分結果並びに植害試験及び肥効試験結果を踏まえて、新たな公定規格を設定。 ④微生物全体の生息密度を低下させる堆肥の製造方法を確立することにより、有害微生物によるリスクの低減のためのマニュアル化等を検討。	(肥料中の主成分の均質性確認調査) ・独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ「肥料調査研究に関する情報」 (http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub10.html) なお、複数年計画で実施している事業については、単年度のデータのみでは不完全であるため事業完了後に成果を取りまとめて公表することとしている。	・アジア地域の農業の共同評価や国際的な残留農薬の評価手法に対する理解増進に関するセミナー(平成31年2月東京の他、平成27年以降東京で3回、シンガポール、タイ、マレーシアで各1回開催)
飼料安全確保対策事業	畜水産物の生産に不可欠な、飼料や飼料添加物といった生産資材に含まれる有害物質等が、畜水産物を介してヒトの健康に影響を与えることがないよう、国際基準や科学的データに基づいた適切な使用基準や残留基準値等の設定・見直しを行うことにより食品の安全と消費者の信頼確保に貢献。	①飼料中の基準値設定・見直しの必要性を把握するため、国産飼料(トウモロコシサイレージ、稲発酵粗飼料、子実用トウモロコシ、飼料用米)に含まれるかび毒11種(アフラトキシン、デオキシニパレノール、ゼアラレノン等)の含有実態を調査 ②基準値の遵守状況を適切に把握するため、飼料(とうもろこし、配合飼料、麦及び乾牧草)中の残留農薬(デルタメトリン、トラロメトリン及びキャプタン)についての分析法を開発 ③馬用飼料中の基準値設定のため、各種有害物質(フモニシン、砒素)の食用馬への移行調査を実施 ④飼料関係事業者に対する適正製造規範(GMP)導入推進のための研修教材の作成と効果測定など	①全て定量下限未満あるいは基準値以下であることを確認。 ②公定法として制定(手続き中)。 ③飼料中の給与濃度に対する畜産物中の含有濃度を測定し、移行状況を把握。 ①、②及び③の調査結果については、農業資材審議会飼料分科会における基準値設定のための基礎データとして活用するとともに、必要に応じてさらなるリスク管理措置を検討し、行政指導や報告の徴収、廃棄命令、再発防止策の指示等を実施することで、飼料・製品の安全性向上に寄与することとした。 ④GMPの概要、ハザード管理等について研修教材を作成し、理解度テスト及びアンケートを行ったところ、効果的な教材であることを確認。	(飼料の基準・規格の設定・見直し) ・農林水産省ホームページ「飼料の安全確保」 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html)	・飼料等の適正製造規範(GMP)研修推進事業に係わるWeb研修会(平成31年2月実施)
動物用医薬品安全確保対策事業	畜水産物の生産に不可欠な生産資材である動物用医薬品や生産資材に起因する薬剤耐性菌が畜水産物を介してヒトの健康に影響を与えることがないよう、科学的データに基づいた適切な使用基準や残留基準値等の設定・見直し及び薬剤耐性菌のリスク評価やリスク管理に必要なモニタリング調査等を行うことにより食品の安全と消費者の信頼確保に貢献。	①動物用医薬品(ナナフロシン)について、毒性を評価するためにトランスジェニックげっ歯類突然変異試験を実施 ②食用動物(牛、豚、肉用鶏及び養殖魚)及び愛玩動物(犬及び猫)に由来する薬剤耐性菌(大腸菌、腸球菌、サルモネラ等)の出現率の監視、浸潤状況の把握のために、薬剤耐性モニタリング調査を実施 ③愛玩動物に対する人用抗菌剤使用量を把握するために、抗菌剤販売数量データを解析・集計 ④抗菌剤の適正使用・慎重使用に資するために、豚呼吸器病に係る臨床的ブレイクポイントの検討を実施など	①突然変異発現率として毒性を評価し、食品安全委員会の行うリスク評価資料として活用。 ②、③及び④の調査は、我が国の「薬剤耐性対策アクションプラン2016-2020」における6つの目標のうち、それぞれ、動向調査・監視の実践(②及び③)、適正使用の実践(④)として取り組み、動物における薬剤耐性菌の出現率を低く保つことにより、動物の感染症治療が困難になることを防ぐとともに、人の医療上重要な抗菌剤の有効性の確保に寄与した。	(動物用医薬品の使用基準や残留基準値等の見直し) ・農林水産省ホームページ「動物用医薬品の安全確保」 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/index.html) (薬剤耐性菌のリスク管理措置) ・農林水産省ホームページ「家畜に使用する抗菌性物質について」 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html) ・動物医薬品検査所ホームページ「薬剤耐性菌への対応」 (http://www.maff.go.jp/nval/yakuzai/index.html)	・e-ラーニング「薬剤耐性(AMR)対策の動画について」 (http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html) (平成30年6月公開)
生産資材安全確保緊急対策事業	生産資材に含まれる有害物質等が農畜水産物を介してヒトの健康に影響を及ぼすおそれが生じた場合に緊急的に試験や実態調査等を実施し、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直しを行うことにより食品の安全と消費者の信頼確保に貢献。	・養殖水産動物用配合飼料から、有害化学物質シアヌル酸が検出されるという事例が発生したため、あいがも及び採卵鶏における飼料中シアヌル酸の移行調査を実施など	移行調査において飼料中の給与濃度に対する畜産物中の含有濃度を測定し、移行状況を把握。 当事例では、飼料中の粗たん白質含有量を実際よりも高く偽装するために混入された可能性が高く、飼料原料のベトナム産イカミールに含まれていたことが判明。リスク管理措置の一環として、輸入業者と製造元との間でシアヌル酸を混入していないことの契約を締結すること等の短期的な是正を行う一方、本事業により機動的に飼料中のシアヌル酸の基準値を設定し、同様の事例発生を防止するためのモニタリング対象とする措置を講じているところ。	(平成30年8月17日付け30消安第2631号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知) ・独立行政法人農林水産消費安全技術センターホームページ「飼料へのシアヌル酸混入事例について」 (http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/30_2631.html)	-

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0005

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)							
事業名	有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費		担当部局庁	消費・安全局		作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	平成33年度	担当課室	食品安全政策課	食品安全政策課長 鋤柄 卓夫	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	食品安全基本法 第3条、第6条		関係する 計画、通知等	農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト、 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト、 食品の安全性に関する有害化学物質・有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画及び年次計画、 ダイオキシン対策推進基本計画、 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)、 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)			
主要政策・施策	-		主要経費	食料安定供給関係			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国は、火山が多く土壌中にカドミウム等の重金属が多く含まれ、また、高温多湿でカンピロバクター等による食中毒リスクも高い条件下にある。本事業は様々な有害化学物質・微生物による食品の汚染実態や栽培管理、製造加工工程等と汚染の程度との関連性を把握するために、そのデータに基づく汚染低減対策を策定・普及することにより、より安全な食品の安定供給を目指す。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国で健康への悪影響が懸念される危害要因(※)や、汚染低減のための実施規範や国際規格がすでに定められている又は策定に向けた検討が始まっている危害要因(※)を対象として、国際的に求められている高水準の精度管理ができる分析機関において、 ①我が国の農畜水産物・食品の汚染実態 ②栽培管理、貯蔵条件、製造加工工程等と汚染の程度との関連性を把握するための調査を行う。 調査結果は、広く公開するとともに、科学に基づく食品の安全性向上対策の策定・普及に活用。国際機関に調査結果を提供し、国際基準・規格の検討に貢献する。 ※危害要因:カドミウム、ヒ素、ダイオキシン、かび毒、アクリルアミド等の有害化学物質やサルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等の有害微生物						
実施方法	委託・請負						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	191	136	155	173	230
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	191	136	155	173	230
	執行額	184	133	114	-	-	
執行率(%)	96%	98%	74%	-	-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	96%	98%	74%	-	-		
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由			
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等委託費			食品の安全性を向上させるとともに、輸出促進にも資するため、農場や食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態を把握するための調査を強化するため増額要求。			
	有害化学物質リスク管理基礎調査事業	96	136	また、より現実的で効果的な対策を選択するため、対策の実施に要する費用と得られる便益を分析するための予算を新たに要求。さらに、公開プロセスで指摘された、新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬を作製するために必要な予算を新たに要求。			
	微生物リスク管理基礎調査事業	77	95				
計	173	230					

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 33 年度
	4以上の危害要因について、リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定	リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定した危害要因の数	成果実績	なし	-	5	4	-	-
		目標値	なし	-	4	4	-	4	
		達成度	%	-	125	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	<p>目標値の設定: 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストについて(平成28年1月8日現在) 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害微生物のリスト(平成28年12月26日現在) 目標値の考え方: 農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物(計23)について、5年間でリスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定することを目標とし、年間4以上の危害要因という目標値を得た。 成果実績の累計(平成30年度): 9 成果実績の内訳(平成30年度): リスク管理措置の必要性を判断した危害要因 ピロリジジナルカロイド類、鉛 リスク管理措置を策定・検証した危害要因 腸管出血性大腸菌、3-MCPD</p>								
	成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	毎年度定める食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画に基づき実施する食品等の汚染実態調査等の件数	活動実績	件数	27	29	26	-	-	
		当初見込み	件数	25	21	23	22	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	執行額/食品等に含まれる有害な化学物質や微生物の種類毎に実施した汚染実態調査等の件数 ※平成29年度までは0005 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費のみ、平成30年度は0007 野菜の微生物検査を含めて算出	単位当たりコスト	千円/件	6,799	4,584	4,371	7,873		
		計算式	千円/件	183,583/27	132,935/29	113,648/26	173,212/22		
政策評価、 新経済・ 財政再生 計画との 関係	政策	1 食料の安定供給の確保							
	施策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 33 年度
		カドミウムの推定摂取量	実績値	μg/kg 体重/週	2.3	2.3	2.3	-	-
			目標値	μg/kg 体重/週	7	7	7	-	7
		ダイオキシン類の推定摂取量	実績値	pg- TEQ/kg 体重/日	2.1	1.9	1.9	-	-
			目標値	pg- TEQ/kg 体重/日	4	4	4	-	4
		肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合	実績値	%	-	-	87	-	-
	目標値		%	-	-	85	-	90	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性向上についての取組を進めるため、有害化学物質・微生物の汚染実態調査を実施。得られた科学的データに基づき、リスク管理措置の必要性を判断(ダイオキシン類など)又はリスク管理措置を策定・普及(カドミウム、肉用鶏農場における食中毒菌など)し、国民の健康保護に寄与する。									

事業所管部局による点検・改善

国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	<p>本事業は、リスク管理検討会(※)等において国民や社会のニーズを受け施策を検討している。また、食品製造事業者や生産者などからも継続的な取組を求める意見が多い。</p> <p>※ 生産、流通、加工及び消費の段階における代表者をメンバーとする。毎年度1～3回開催して情報・意見を交換し、調査設計や対策の検討など施策に反映している。</p>
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	<p>国民の健康の保護が最も重要であるという基本認識(食品安全基本法第3条)のもとに、国は食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有している(同法第6条)。全国的な汚染実態の把握やその結果を活用した低減策の策定・普及、国際基準の策定への貢献は国が主体的に実施しなければならない。</p>
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	<p>安全な食品を安定して供給することは、農林水産省において極めて重要な政策の一つである。よって、食品の安全性の向上に関する本事業は政策体系の中でも優先度が高い。</p> <p>食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)においても、有害化学物質・微生物の含有実態調査をすること、必要に応じて、有害化学物質等に係る生産・製造段階の安全性向上の対策をまとめた低減指針等を作成し、現場へ周知することなどが明記されている。</p>
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	<p>一般競争入札により支出先を決定し競争性を確保している。</p>
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	<p>しかし、調査結果の信頼性を確保するために、国際的な水準を満たす外部精度管理の実施等を要件としていることから、分析機関数はもともと多くなく、危害要因の種類によっては、有資格者(該当するISOの取得など)が極めて限られるため、やむを得ず一者応札となる調査も存在する。</p> <p>平成30年度は、26件の契約のうち11件が一者応札だった。その理由は、公告時期が遅く十分な履行期間を設けることができず受託できる事業者が限られたこと、仕様書の要件(精度管理、事業規模、事業設計、地方での入札等)が厳しかったこと等が考えられる。</p>
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	<p>本事業は、我が国で流通する食品中の危害要因の含有実態を把握するために調査を委託するものであり、特定の者が利益を受けけるものではなく、負担関係は妥当である。</p>
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	<p>単位当たりのコスト等の水準については、事業の内容や規模、入札の結果によって変動するため、妥当性を評価できない。</p>
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	<p>本事業は、本省及び農政局から受託者へ直接委託費を支払っており、中間段階の支出はない。</p>
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	<p>費目・用途については、委託事業計画書に記載された内容に即していることを、事業完了後の検査で証拠書類を確認したり、担当者からヒアリングしたりして確認している。</p>
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	<p>平成30年度の不用率は26%(執行率74%)であった。不用率が大きくなった理由は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札希望者間の競争がはたらか、同じ調査をより安価にできるようになったこと。 ・公告開始時期が遅く、十分な履行期間を設けることができず、入札が不調になった事業が複数あったこと。 ・仕様書の要件(精度管理、事業規模等)が厳しかったこと。 ・業界等との調整に時間を要し、執行が遅延したため、入札残を活用した調査ができなかったこと。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	<p>平成30年度予算では繰越はない。</p>
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	<p>一般競争入札により支出先を決定しており、コストの削減に努めている。</p>

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成30年度は4の危害要因について、リスク管理措置の必要性を判断又はリスク管理措置を策定しており、成果目標を達成している。																	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業では、リスク管理措置の必要性の判断又はリスク管理措置の策定に必要なデータを収集する調査のみを委託し、調査設計や結果解析は農林水産省職員が実施するため、大学等の研究事業として委託すること比べ、費用対効果、精度管理、事業者全体への成果の普及等の点で優れている。今後も引き続き委託事業として実施する。																	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	一般競争入札により事業費を節約できたことから、必要性の高い調査を追加で実施することができたため、汚染実態調査の活動実績件数は、当初見込みの件数を上回っている。																	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	<p>① 調査データについて、解析を行った上で公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中のピロリジジナルカロイド類の含有実態調査結果について(フキ、はちみつ、お茶) ・食品中の3-MCPDの含有実態調査(しょうゆ) ・平成29年度 ダイオキシン類の実態調査(畜産物・水産物)等 <p>② リスク低減のための指針等を作成・公表し、説明会等を通じ普及に向けた取組を実施</p> <p>[生産者向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もやしの生産における衛生管理指針(平成31年3月) ・コメ中ヒ素の低減対策の確立に向けた手引き(平成31年3月) <p>[消費者向け]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふき・ふきのとうはあく抜きして食べましょう(平成30年8月)等 <p>③ 学会・論文等で発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の調製粉乳等を通じた3-MCPD脂肪酸エステル類の摂取量推定. 2018年9月6日. 日本油化学会 第57回年会 ・国産りんご果汁中のパツリンの含有実態. 2019年1月11日. 日本マイコキシン学会第83回学術講演会. ・カキのノロウイルス保有実態に関する調査. 2018年9月27日. 第39回日本食品微生物学会学術総会. ・高圧処理を用いた養殖カキ中のノロウイルス汚染低減効果. 2018年11月15日. 第114回日本食品衛生学会学術講演会. ・Effect of High Pressure Processing on a Wide Variety of Human Noroviruses Naturally Present in Aqua-Cultured Japanese Oysters. Foodborne Pathog Dis. 2018 Oct;15(10):621-626 等 																	
<p>関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">所管府省名</th> <th style="width: 15%;">事業番号</th> <th style="width: 70%;">事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省</td> <td>0051</td> <td>消費・安全対策交付金</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名	農林水産省	0051	消費・安全対策交付金													○	<p>有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費は、我が国に流通する食品の安全性を向上させるため、食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態を調査したり、事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減技術の検討をしたりするためのものである。</p> <p>一方、消費・安全対策交付金は、国が策定した有害化学物質・微生物の複数の汚染防止・低減対策の中から都道府県等が地域の実態に即した対策に取り組むことができるよう、地域における対策の実行可能性や有効性の検証を支援するものである。</p>
所管府省名	事業番号	事業名																		
農林水産省	0051	消費・安全対策交付金																		
関連事業																				

点検・改善結果	点検結果	<p>国は食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有している。食品中の汚染実態は、地球温暖化などの生産環境の変化(生物が産生する貝毒、かび毒、食中毒菌等の変動)や、生産者・事業者の低減技術の導入(加工食品中のアクリルアミド、鶏卵のサルモネラ属菌)等により変動しうることから、国が継続的に汚染実態を把握したり、導入した低減措置の効果を検証したりするために調査を行う必要がある。また、人の健康に悪影響が生じる可能性が無視できない場合、さらなる食品の安全性を向上させる措置を策定・普及する必要がある。</p> <p>本事業により、国際的に通用する科学的に信頼性の高いデータが収集できている。本事業の調査結果を用いて、農林水産省がデータ解析した結果、一部の有害化学物質については、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないと言い切ることができないことが分かった。これらについては、科学的根拠に基づいて低減対策を策定するため、有害化学物質の濃度が高い品目や食品としての摂取量が多い品目について、低減技術の有効性を検討するための調査を本事業で継続している。</p> <p>また、食中毒菌は温度、湿度等の条件がそろると爆発的に増殖するので、食品の安全性を向上させる措置を策定するため、食中毒菌に汚染されやすい食品や摂食機会が多い食品について対策の有効性を検討するための調査を本事業で継続している。</p> <p>このように、本事業は食品の安全性を向上させる上で極めて有効である。</p> <p>一方、不用率が大きい(26%)こと、一者応札となった調査が複数あったことなどについては改善すべきである。</p>
	改善の方向性	<p>平成31年度の年次計画の決定を前倒し、平成31年3月から順次公告を開始。夏までに全ての調査について公告し、十分な履行期間の確保を図る。また、当初予定していた調査の入札の結果、入札残が生じた場合には、年次計画にはないが必要が高い調査について、速やかに公告する。</p> <p>事業実施の要件については、事業の細分化、共同入札体の参加を認めること、事業設計の見直し等により応札しやすくなるよう改善する。また、新しい危害要因等については民間の分析機関では対応できない場合もあるため、分析に必要な標準試薬の作製や分析機関の研修による育成を通じ、事業の競争性を高めるよう努める。</p> <p>さらに、毎年、分析機関向け説明会において事業の全体像や中期計画、年次計画について説明し、新規参入者の確保を図った。過去に一者入札となった調査のうち公示期間が原因と考えられる調査について公示期間を15日以上(原則は10日以上)確保することなどを引き続き実施する。</p> <p>競争がはたらかし想定よりも安価で入札できた調査については、次年度以降同様の調査を実施する場合には、実績ベースで積算を作成する。</p> <p>以上により、執行・契約について課題はあるものの、食品の安全性を向上させるためには本事業が不可欠で、今後も継続すべきと考える。</p>

外部有識者の所見

【令和元年度農林水産省公開プロセス結果(事業の改善の手法や見直しの方向性)】

- ・引き続き、食品安全行政への信頼を守るため、リスク分析からの一連のプロセスに丁寧に取り組んでいただきたい。
- ・食品安全は国の根本でもあるので他事業との連携について細かく検証して欲しい。
- ・事業実施する主体間で「抜け」が無いように、また重複がないように今後も効率的な事業実施に努めてほしい。
- ・本事業とアウトカムの関係を再検討する必要があるか。
- ・一者応札への対応についてはご説明で理解できた。研究所、研究者の育成も含め、今後も様々な側面から工夫をすること。効率的に進めることは必要であるが、予定通りのスケジュールで進めることも必要であろう。予定値が安いことによる不調不落が無いよう、気を付けてほしい。
- ・技術の進展に応じた知見と能力の向上はもとより、社会が求める分析等の水準の維持のため、国際的な分業・役割分担を進めながら、中長期の視点で、人材育成等に取り組んでいくべきであり、必要な予算の手立ても検討していくべきである。(これは食品安全委員会の所管かもしれないが、農水省においてもできることはあるはず)

行政事業レビュー推進チームの所見

一部の事業内容改善	本事業は、公開プロセスの場での評価結果を踏まえ、「事業内容の一部改善」とする。
-----------	---

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・「本事業とアウトカムの関係を再検討する必要があるか」との指摘を受け、適切なアウトカムを年度内に設定する方向で検討中。 ・「技術の進展に応じた知見と能力の向上はもとより、社会が求める分析等の水準の維持のため、国際的な分業・役割分担を進めながら、中長期の視点で、人材育成等に取り組んでいくべきであり、必要な予算の手立ても検討していくべきである。」等の指摘がされた。これを受け、令和2年度予算概算要求において、分析機関の人材育成の観点から、新たに対応が必要な有害化学物質や微生物について、汚染実態調査に必要な新たな分析法の導入を支援するための予算を要求する。 ・食品の安全に関しては、引き続き、食品安全委員会や厚生労働省など関係府省と一体となって取り組んでまいりたい。
----	--

備考

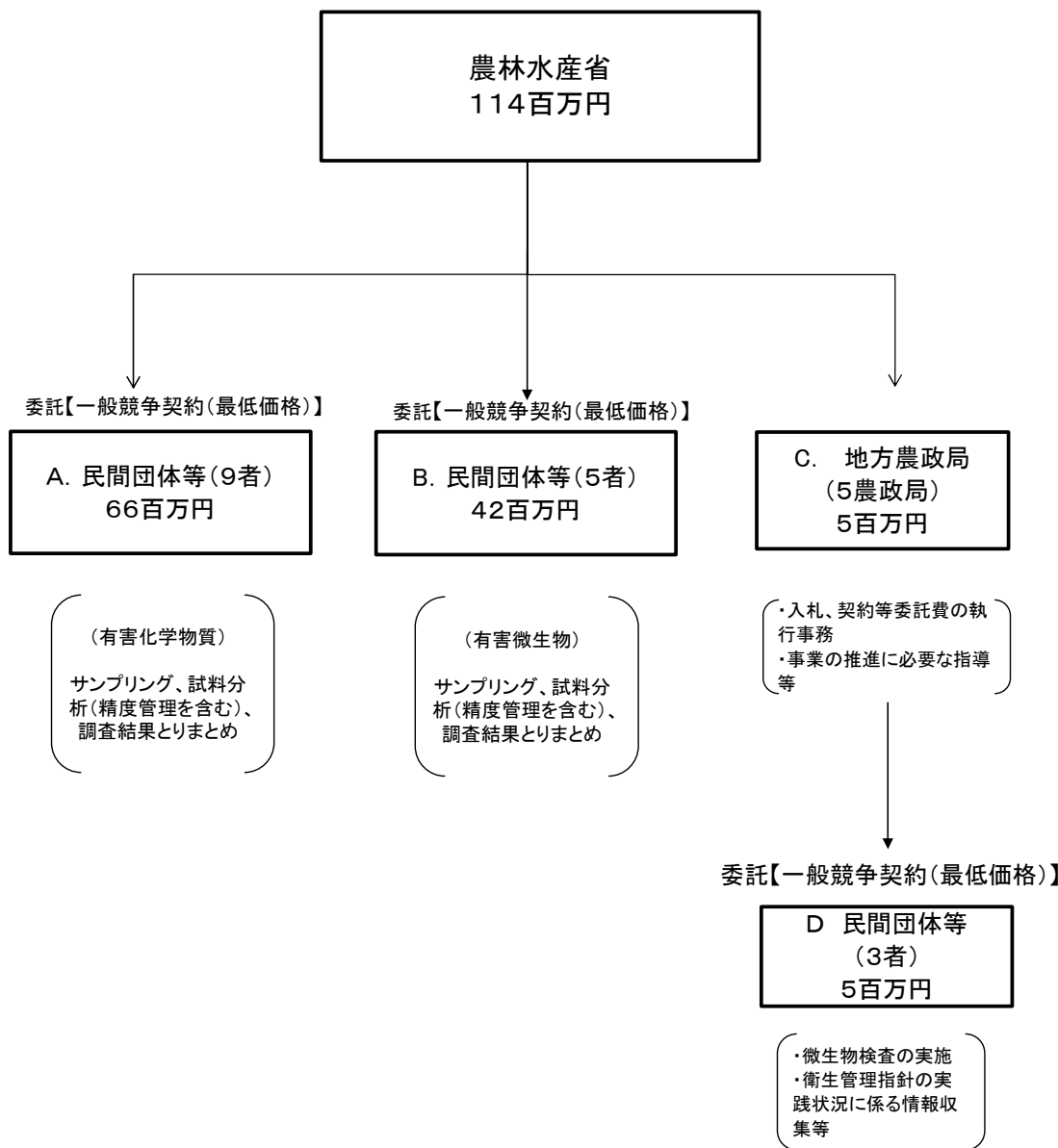
平成30年度から関連事業の有害微生物リスク管理強化対策事業委託費(0007)を統合し実施。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0067	平成23年度	0054	平成24年度	0035	平成25年度	0011
平成26年度	0010	平成27年度	0010	平成28年度	0005	平成29年度	0005, 0007
平成30年度	農林水産省 (0005)	農林水産省 (0007)					

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A. 一般財団法人日本食品分析センター ・公益財団法人海洋生物環境研究所共同事業体			B. 一般社団法人 日本海事検定協会		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	試料調整、分析、報告書作成等の人件費	10.4	物品購入費	試薬消耗費、輸送費、試料購入費	6
物品購入費	試薬消耗費、輸送費、機器借料	5.6	人件費	試料調整、分析、報告書作成等の人件費	1.4
施設等管理費	光熱水料費、通信料等	2.5	施設等管理費	光熱水料費、通信料等	0.5
計		18.5	計		7.9
C. 中国四国農政局			D. 株式会社食環境衛生研究所		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	一般財団法人広島県環境保健協会への事業委託	1.5	調査費	現地調査に係る費用	3
			一般管理費	光熱費及び検体廃棄等諸経費	0.1
計		1.5	計		3.1

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人日本食品分析センター・公益財団法人海洋生物環境研究所共同事業体	-	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(水産物中のダイオキシン類の含有実態調査)	18	一般競争契約(最低価格)	1	98%	-
2	一般財団法人日本食品分析センター	3011005000295	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(緑茶中のトロパンアルカロイド類含有実態調査)	9	一般競争契約(最低価格)	1	95%	-
3	いであ株式会社	7010901005494	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(畜産物中のダイオキシン類含有実態調査)	8	一般競争契約(最低価格)	3	60%	-
4	一般財団法人日本穀物検定協会	3010005018629	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(小麦粉中の麦角アルカロイド類含有実態調査)	6	一般競争契約(最低価格)	2	70%	-
5	海外貨物検査株式会社	5010001040519	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(国産米中のヒ素含有実態調査)	5	一般競争契約(最低価格)	6	80%	-
6	一般財団法人日本食品分析センター	3011005000295	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(農産物中のダイオキシン類含有実態調査)	5	一般競争契約(最低価格)	3	74%	-
7	林純薬工業株式会社	5120001087409	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(ニパレノール-3-グルコシドの標準試薬の作製)	4	一般競争契約(最低価格)	1	74%	-
8	一般社団法人日本油料検定協会	5140005001454	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(加工食品中のアクリルアミド含有実態調査)	4	一般競争契約(最低価格)	7	64%	-
9	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(しょうゆ中のヒスタミン及びチラミン含有実態調査)	3	一般競争契約(最低価格)	2	59%	-
10	一般財団法人日本食品検査	7010405001908	有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業(食用油脂及びスプレッド類・ショートニング中の鉛含有実態調査)	2	一般競争契約(最低価格)	2	85%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人日本 海事検定協会	9010005016718	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(ノロウイルス検 査法研修「技術取得の確認 試験」)	8	一般競争契約 (最低価格)	1	70%	-
2	北海道システム・サ イエンス株式会社	9430001022058	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(ノロウイルスの 追加性状解析)	8	一般競争契約 (最低価格)	1	62%	-
3	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の3))	5	一般競争契約 (最低価格)	4	79%	-
4	一般社団法人日本 海事検定協会	9010005016718	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の1))	4	一般競争契約 (最低価格)	7	60%	-
5	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の2))	4	一般競争契約 (最低価格)	7	64%	-
6	株式会社食環境衛 生研究所	6070001004467	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(スプラウトの微 生物実態調査)	4	一般競争契約 (最低価格)	3	31%	-
7	北海道システム・サ イエンス株式会社	9430001022058	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(分離菌株の性状 解析)	3	一般競争契約 (最低価格)	1	94%	-
8	一般財団法人東京 顕微鏡院	3010005004232	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(二枚貝のノロウ イルス保有実態調査)	3	一般競争契約 (最低価格)	5	22%	-
9	一般財団法人日本 食品検査	7010405001908	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(肉用鶏農場の食 中毒菌の保有実態調査(そ の4))	2	一般競争契約 (最低価格)	6	73%	-
10	一般財団法人東京 顕微鏡院	3010005004232	微生物リスク管理基礎調査 委託事業(カキ中のノロウ イルス遺伝子定性検査法 の研修「手順書説明書の作 成」)	1	一般競争契約 (最低価格)	1	16%	-

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0006

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)									
事業名	産地表示適正化推進事業委託費			担当部局庁	消費・安全局			作成責任者	
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	平成36年度	担当課室	消費者行政・食育課			消費者行政・食育課長 高橋 一成	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	食品表示法(平成25年法律第70号)第1条、第4条、第6条			関係する 計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) ・消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) ・総合的なTPP関連政策大綱(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定) ・未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、平成28年11月29日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部決定) ・未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-(平成29年6月9日閣議決定) 				
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 外観からは判断し難い食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示の適正化を推進し、消費者の商品選択に資するものとするため、科学的な分析による原産地判別を行い、原産地の表示が疑わしい食品をスクリーニングし、食品の産地偽装の監視・取締りを強化する。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 新たな加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入を図るため、2022年3月末までの経過措置期間中にすべての事業者が新制度に対応できるよう、中小事業者を含む事業者にきめ細かな普及啓発を行う。</p>								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 地方農政局等が小売店等で購入した原産地表示のある食品について、複数の分析手法を組み合わせた判別精度の高い分析法により、原産地判別を実施する。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 中小規模の食品製造業者等に対し、表示方法のほか、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等の優良事例を調査し、取り組みやすいマニュアルの作成を行い、作成したマニュアルを活用したセミナーを開催する。</p>								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	15	13	35	38	38		
	執行額	14	12	34					
	執行率(%)	93%	92%	97%					
当初予算+補正予算に対する 執行額の割合(%)	93%	92%	97%						
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	(目)食品の安全・消費者の信頼確保対策調査等委託費								
	産地表示適正化対策事業委託費	20	20						
	食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費	18	18						
計	38	38							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	生鮮食品の原産地の不適正表示率を平成32年度までに1.0%以下とする	生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (不適正表示率の計算式) 不適正表示率=不適正な表示があった店舗数/調査店舗数	成果実績	%	0.6	0.4	0.4	-	-
			目標値	%	1.8	1.6	1.4	-	1
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に実施する小売店を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	加工食品の義務表示事項 (品質に関するもの)の不 適正表示率を平成32年度 までに1.0%以下とする	加工食品の義務表示事項 の不適正表示率 (不適正表示率の計算式) 不適正表示率=不適正な 表示があった店舗数/調 査店舗数		成果実績	%	2	1.5	1.8	-
		目標値	%	4.2	3.4	2.6	-	1	
		達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に実施する製造工場を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 33 年度
	食品事業者の新しい原料 原産地表示制度に対する 理解度を、平成33年度末ま でに100%にする。	食品表示・トレーサビリティ 推進事業委託費で行った セミナーにおけるアンケート で、「新しい原料原産地表 示制度を理解しています か」の設問で「よく理解して いる」「ある程度理解して いる」と回答した食品事業者 の割合 (計算式) 「よく理解している」「ある程 度理解している」と回答した 数/回答者数×100		成果実績	%	-	67	71	-
		目標値	%	-	60	70	-	100	
		達成度	%	-	111.7	101.4	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費で行ったセミナーにおけるアンケート結果								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	原産地判別を実施する分析サンプル数			活動実績	点数	637	205	278	-
			当初見込み	点数	647	205	278	311	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	セミナー開催回数			活動実績	回	-	13	18	-
			当初見込み	回	-	10	18	20	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	委託事業執行額/分析サンプル数			計算式	千円/点数	13,975/637	11,502/205	17,587/278	19,460/311
			計算式	千円/点数	13,975/637	11,502/205	17,587/278	19,460/311	
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	事業額のうちセミナー開催に要した事業費の額/セミ ナー参加者数			計算式	円/人	-	3,038,564/3,761	2,494,525/1,554	3,184,056/2,720
			計算式	円/人	-	3,038,564/3,761	2,494,525/1,554	3,184,056/2,720	
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	事業額のうちマニュアルの作成に要した事業額及び再 委託費(印刷等)の額※1/マニュアル印刷部数及びマ ニュアルのHPアクセス数※2 ※1 委託事業者の自己負担額を除く ※2 各年度末までのHPアクセス数			計算式	円/(冊+ 回)	-	4,298,394/(8,000+5,844)	3,757,239/(12,900+11,9 28)	2,999,689/(11,160+11,928)
			計算式	円/(冊+ 回)	-	4,298,394/(8,000+5,844)	3,757,239/(12,900+11,9 28)	2,999,689/(11,160+11,928)	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	1 食料の安定供給の確保										
	施策	① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保										
	測定指標	定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度		
		生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	実績値	%		0.6	0.4	0.4	-	-		
			目標値	%		1.8	1.6	1.4	-	1		
		定量的指標			単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度		
		加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	実績値	%		2	1.5	1.8	-	-		
			目標値	%		4.2	3.4	2.6	-	1		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、原産地分析を委託する。分析結果に基づき、効果的・効率的な食品表示の監視・取締りを実施し、食品表示の適正化に寄与する。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 新たな加工食品の原料原産地表示制度が消費者の食品選択に資するものとなるためには、事業者が新制度に基づき適切に表示を行うことが何よりも重要であることから、中小を含むすべての事業者が対応できるように、表示方法等についてきめ細かな普及啓発を行い、食品表示の適正化に寄与する。</p>											
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-												
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	【産地表示適正化対策事業委託費】 本事業により得られたデータについては、原産地表示の適正化を図るための食品表示の監視活動に活用するものであり、国民ニーズは高い。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 加工食品の原料原産地表示の推進は、消費者の適切な食品選択に資するものであり、国民ニーズは高い。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	【産地表示適正化対策事業委託費】 広域に流通している食品について分析サンプルとして公平かつ効果的に購入するため、国が実施することが適切である。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 全国の消費者の適切な食品選択に資するものであり、国が行うことが適切である。						
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	【産地表示適正化対策事業委託費】 食品の原産地表示に対する消費者の関心は非常に高く、産地偽装を抑制し、消費者の利益を守る国民のニーズ・優先度の高い事業である。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 加工食品の原料原産地表示に対する消費者の関心は高く、国民のニーズ・優先度の高い事業である。							

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	×	【産地表示適正化対策事業委託費】 競争性を確保するため、一般競争入札を行ったが、一者応札となった。現在、応札者以外の複数の民間分析機関に聴取しているところであり、入札を承知していたものの、業務コストに見合うメリットがない、等が応札しなかった理由として挙げられている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 一般競争入札(総合評価落札方式)を行い、4者の応札があった。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	食品表示の適正化の推進は広く国民に裨益するものであり、また、必要経費のみを負担しており、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 単位当たりのコストについては、他の民間分析機関の実勢価格と比較して低廉であり、妥当な水準となっている。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 委託事業者選定に当たり、一般競争入札をしており、妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 中間段階での支出がない。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 委託事業者との契約において、再委託比率は50%以内としている。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 要する費用は分析に係る費用であり、本事業の目的達成に必要なものに限定している。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 本事業に要した費用は、マニュアル作成の検討会費、事例調査費、セミナー開催費、冊子作成の再委託費、委託事業者の人件費であり、本事業の目的に即して必要なものに限定されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 平成30年度の当初予算に対する執行額の割合は97.7%である。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 平成30年度の当初予算に対する執行額の割合は94.4%であった。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	繰越額はない。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 地方農政局等が購入した分析サンプルを民間分析機関に送付する際に、可能な限り複数の分析サンプルをまとめて送付し、分析機器の効率的な利用に努めている。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 中小規模の事業者へのきめ細かい対応のため地方で開催しているセミナーについて、参集効率を高めるため、開催県へ周知依頼やチラシ配布、メディアへの働きかけ等を行い、集客に努めた。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 平成30年度における生鮮食品の原産地表示の不適正表示率については0.4%、加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率については1.8%であり、低減に寄与している。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 成果目標である「食品事業者の新しい原料原産地表示制度に対する理解度」について、目標を達成した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 本事業においては唯一の手段・方法で実施しており、地方農政局等が購入した分析サンプルを民間分析機関に送付する際に、可能な限り複数の分析サンプルをまとめて送付し、分析機器の効率的な利用に努めている。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 事業者の選定に当たり、一般競争入札(総合評価落札方式)を採用しており、効果的な手段・方法を最も低コストで実施している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 原産地判別を実施する分析サンプル数は当初の見込みのとおりである。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 見込みのとおり、マニュアルを作成した。また、セミナー開催回数は当初の見込みのとおり、18回開催した。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	【産地表示適正化対策事業委託費】 本事業により得られたデータは、食品表示監視業務に活用しているところである。 【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 本事業で作成したマニュアル12,900部は、セミナーや講習会等で活用するとともに、地方農政局等で配布した。また、農林水産省のウェブサイトに掲載し、平成30年度末時点で11,928回アクセスされている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	食品表示の監視業務に活用するため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)においても科学的分析を用いた原産地判別を実施しているが、本事業とは原産地判別の対象品目が異なっており、役割分担は明確である。			
	所管府省名	事業番号	事業名				
	農林水産省	0002	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費				
点検・改善結果	点検結果	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 30年度には生鮮食品の原産地の不適正表示は0.4%に、加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率は1.8%となっており、今後、より一層、効果的・効率的な食品表示の監視を実施する必要がある。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 食品事業者の新しい原料原産地表示制度に対する理解度が、30年度事業では71%であり、29年度事業時と比べて増加した。一方、新しい原料原産地表示に変更する対応終了時期が決まっていない食品事業者の割合が3割程度あり、引き続き食品事業者への周知が必要である。</p>					
	改善の方向性	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 本事業の原産地判別について、引き続き複数の分析手法を組み合わせた手法を導入するとともに、違反のおそれの高い事業者をより重点的に調査の対象となるよう分析対象品目を選定し、より一層効果的・効率的な食品表示の監視を実施する。 一者応札については、分野の異なる新規参入事業者においても、事業計画や再委託が可能となるよう公告期間を十分確保するとともに、共同事業体による参加を検討できるよう仕様書の見直しを行う。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】食品事業者に対し、一層の理解促進と表示変更への対応をしていただくため、食品事業者を対象としたセミナーにおいて、個別相談を多く受け付ける等、よりきめ細かな対応を行う。</p>					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
抜本的な改善	<ul style="list-style-type: none"> ・単位当たりコストについて、前年度の実績に比べて上昇している。 ・資金の流れAについて、前年度に引き続き一者応札(一者応募)となっている。 <p>以上のことから、「単位当たりコストの検証・見直し」及び「支出先の選定における競争性・透明性の抜本的な改善」を行うべきであり、本事業は「事業全体の抜本的な改善」とする。</p>						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
縮減	<p>【産地表示適正化対策事業委託費】 ・本事業の単位当たりコストについては、報告手順の簡略化等の措置を講じることにより、単位当たりコストの低減に努める。 ・一者応札の改善については、公告期間の拡大(H30年度:16開庁日→H31年度:27開庁日)の措置を講じたところであり、今後、応札可能と考えられる者に対し農林水産本省調達情報メールマガジンへの登録を促すこととする。</p> <p>【食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費】 本事業については、開催する地域によって開催の規模も異なり、参加者数が増減することから1参加者当たりのコストの変動はやむを得ない面もあるものと認識している。なお、食品関連事業者への周知を強化すること等により、セミナー参加者の増加を図り、単位当たりコストの引き下げを図る。</p>						
備考							
平成30年度から、産地表示適正化対策事業委託費(平成30年度レビューシート番号0006)と食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費(平成30年度レビューシート番号0008)を統合し、「産地表示適正化推進事業委託費」として実施。							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	新24-0002	平成25年度	0017
平成26年度	0017	平成27年度	0015	平成28年度	0007	平成29年度	0006、新29-0001
平成30年度	農林水産省 (0006)	農林水産省 (0008)					

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号 0007

平成31年度行政事業レビューシート (農林水産省)									
事業名	GAP拡大推進加速化事業			担当部局庁	生産局			作成責任者	
事業開始年度	平成30年度	事業終了(予定)年度	平成30年度	担当課室	農業環境対策課 畜産振興課		課長 及川 仁 課長 犬飼 史郎		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	食料・農業・農村基本計画 経済財政運営と改革の基本方針 未来投資戦略 農林水産業・地域の活力創造プラン				
主要政策・施策	-			主要経費	食料安定供給関係				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	輸出拡大や人材育成など我が国農畜産業競争力の強化を図るにあたっては、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大等が課題となっている。このため、GAPの普及拡大に向けた都道府県等の取組や、日本発GAP認証の国際規格化の促進等の取組を総合的に支援する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>○地域の実情に応じて国際水準GAPの取組や認証拡大が加速的に進展するよう、指導員・審査員の育成・充実や活動推進を通じた生産者のレベルアップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得のための環境整備や審査費用の補助など、都道府県等の取組に対して交付金事業として機動的に支援。(交付率:定額)</p> <p>○GAPの取組内容に関する生産者の理解度向上に向け、農作業安全運動等との運動による研修会開催等の取組について、民間団体に対して支援。(補助率:定額)</p> <p>○日本発GAP認証の国際承認による国際規格化を促進するために必要な取組について、民間団体に対して支援。(補助率:定額)</p> <p>○畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための審査員・指導員の育成、認証取得の準備段階の取組となる「GAP取得チャレンジシステム」の普及等について民間団体に対して支援。(補助率:定額)</p>								
実施方法	補助、交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	601	0	0		
	執行額	-	-	413	-	-			
	執行率(%)	-	-	69%	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	69%	-	-				
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	-	-	-						
	計	-	-						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	(アウトカム)(農産) 平成31年度までに現状(平成29年4月末時点)の3倍以上の認証取得	GAP認証取得経営体数	成果実績	経営体数	4,500	4,700	5,300	-	-
			目標値	経営体数	-	5,500	8,700	-	13,500
			達成度	%	-	85.5	60.9	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	農林水産省調べ								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 30 年度
	(アウトカム)(農産) 各県内の指導体制における国際水準GAP指導員数を1,000名以上育成確保	各県内の指導体制における国際水準GAP指導員数	成果実績	人	-	788	2,089	-	2,089
			目標値	人	-	-	1,000	-	1,000
			達成度	%	-	78.8	208.9	-	208.9
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	農林水産省調べ								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	(アウトカム)(畜産) 平成32年度までに畜産 GAP認証取得経営体数を 1,150以上確保	畜産GAPの認証取得経営 体数		成果実績	経営体数	-	-	80
		目標値	経営体数	-	-	565	-	1,150
		達成度	%	-	-	14.2	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	農林水産省調べ							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	(アウトカム)(畜産) 畜産GAPの指導員数を270 名以上育成確保	畜産GAPの指導員数		成果実績	人	-	-	345
		目標値	人	-	-	230	-	270
		達成度	%	-	-	150	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	農林水産省調べ							
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	(アウトプット)(農産) GAPの実践または認証取得の拡大に向けて、指導員が 指導した農業者数			活動実績	経営体数	-	-	9,195
		当初見込み	経営体数	-	-	3,925	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	(アウトプット)(農産) 農業者及びGAPの指導員を対象とした食品安全等の分 野に関する研修会の開催回数			活動実績	回	-	-	10
		当初見込み	回	-	-	10	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	(アウトプット)(畜産) GAPの実践または認証取得の拡大に向けて指導員が 指導した畜産経営体数			活動実績	経営体数	-	-	471
		当初見込み	経営体数	-	-	750	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	(アウトプット)(畜産) 日本版畜産GAPの指導員及び審査員育成のための研 修会の開催回数			活動実績	回	-	-	18
		当初見込み	回	-	-	15	-	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	(農産)執行額/GAP指導員育成数			単位当たり コスト	万円	-	-	13
		計算式	万円/人	-	-	17,422/1,301	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	(農産)執行額/認証取得経営体数			単位当たり コスト	万円	-	-	8.1
		計算式	万円/経営 体数	-	-	6,961/856	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	(畜産)執行額/GAP指導員育成数			単位当たり コスト	万円	-	-	13
		計算式	万円/人	-	-	4,508/345	-	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	(畜産)執行額/認証取得経営体数			単位当たり コスト	万円	-	-	8.8
		計算式	万円/経営 体数	-	-	474/54	-	

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	①国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ①先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等							
	施策	(1)科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化 (3)効果的な農作業安全対策の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 31 年度
		(農産)GAP認証取得経営体数	実績値	経営体数	4,500	4,700	5,300	-	-
			目標値	経営体数	-	5,500	8,700	-	13,500
		定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度
		(畜産)GAP認証取得経営体数	実績値	経営体数	-	-	80	-	-
			目標値	経営体数	-	-	565	-	1,150
	取組事項	分野:	-						
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
成果実績			-	-	-	-	-	-	
目標値			-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-		
KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は食の安全や環境保全、労働安全、人権保護等に配慮した、持続可能な農業生産の実現に資する取組であるGAPの実施及び認証取得を支援する事業であり、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化に資するものである。また、「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」等に基づいた取組であることから、国民や社会のニーズを的確に反映している。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物の調達基準においては、持続可能性に十分配慮した調達を実現するため、GAP認証取得等の取組が明示されている。東京大会において必要な食材を十分に供給できるよう、農産物のGAP認証の取得数について、2019年度末までに2017年4月時点の3倍以上とすることを目標としており、国が関与して行う必要がある。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「経済財政運営と改革の基本方針」や「未来投資戦略」等に基づいた、我が国の農業競争力の強化を図るための取組であり、優先度が高い。
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	補助事業については、公募により事業実施主体を募集し、第三者による選定委員会にて交付先を決定することにより、競争性を担保。
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	事業実施主体を幅広く募るため、関係団体への周知等の取組を行ったが、結果として、一者応札となった事業メニューもあった。
競争性のない随意契約となったものはないか。	無	

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者であるGAP認証取得を支援する経営体への支援は、上限額の設定や旅費を1/2相当にするなど、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	指導員育成については、当初、研修受講料相当の予算額で見込んでいたところ、指導実績を有するレベルの指導員育成に係る実勢費用との比較においては、適正な範囲の費用である。また、認証取得等に係る実勢費用との比較においても、適正な範囲の費用であることから妥当な水準となっている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	各県団体や各県への交付事務及び指導監督は、事業実施主体や地方農政局が適切に行っており、合理的である。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費用・使途は事業目的に即しており、真に必要なものだけに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	認証取得支援を予定していた経営体が、①審査に向けた準備、団体を構成する経営体の合意形成の遅れ等の理由により、認証の取得を次年度以降に延期したこと、②審査会社の人員不足により新規審査に十分対応できなかったこと等によるものであり、やむを得ない理由となっている。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	繰越しは発生していない。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	本事業の実施について、過剰な取組が行われないよう要綱に定め、事業費の低減を図っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		△	農産・畜産ともに、指導員の育成は目標を超える実績となった。 農産の認証取得については、支援を予定していた経営体が、①審査に向けた準備、団体を構成する経営体の合意形成の遅れ等の理由により、認証の取得を次年度以降に延期したこと、②審査会社の人員不足により新規審査に十分対応できなかったこと等により、約60%の実績となった。 畜産の認証取得については、支援を予定していた経営体が、①家畜伝染病の発生や侵入防止のため、指導の受講や認証の取得を次年度以降に延期したこと、②家畜衛生上の配慮から複数農場への指導・審査ができず、指導・審査に十分に対応できなかったこと等により、約14%の実績となった。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	我が国の農業競争力強化に資する取組のため、全国的な観点から国が直接採択し支援するとともに、各都道府県の実情に応じた機動的な取組に対し、支援できるよう交付金事業として予算措置しているところであり、効果的である。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	農産・畜産ともに、研修会の開催は見込み以上の実績となった。 農産の指導した農業者数についても、見込み以上の実績となった。 畜産の指導した畜産経営体数については、家畜衛生上の配慮から複数農場への指導ができなかったこと、認証取得に向け複数回の指導を行う必要があったことから、約63%の実績となった。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業の成果物はホームページでの公表や、研修会で使用されるなど、適切に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	(0007)GAP拡大推進加速化事業：国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大 (0041)輸出環境の整備のうち国際認証取得等支援事業：有機農畜産物・加工品等の輸出拡大(TPP等関連対策)
	所管府省名	事業番号	事業名	
	農林水産省	0041	輸出環境の整備のうち国際認証取得等支援事業	
点検・改善結果	点検結果	本事業は食の安全や環境保全、労働安全、人権保護等に配慮した、持続可能な農業生産の実現に資する取組であるGAPの実施及び認証取得を支援する事業であり、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化に資するものであることから、広く国民全体が利益を享受するものであり、国が関与して行う必要のある優先度の高い事業である。		
	改善の方向性	平成31年度予算要求においては、農産・畜産を問わずより現場ニーズに合った施策を推進し、予算の効率的な執行を図る観点から、GAP拡大推進加速化事業は持続的生産強化対策事業として1つに大括り化することとし、同事業において予算要求を行った。		
外部有識者の所見				
執行率が低いが、所定の事業を想定よりも低予算で実施できたと考えて良いのか。畜産関連については、アウトプット、アウトカムともに想定された成果が出ていないようである。特にアウトプットの指導実績が目標を大きく下回っていることが気になる。GAPに対する事業者の知識、ニーズ、また取得するだけの能力があるのか、実情を確認されたい。また、次年度以降は、これまでと異なった事業設計をする必要があるかもしれない。昨年度の事業の成果は、今後も発現するものであると思われるため、今後も成果を注視すること。				
行政事業レビュー推進チームの所見				
抜本的な改善	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度の執行率について、69%と低水準となっている。 ・成果実績について、目標値を大幅に下回ったものがある。 ・活動実績について、当初の見込みを下回ったものがある。 ・単位当たりコストについて、当初の見込み(積算時)に比べて上昇している。 ・外部有識者から、実情についての確認・次年度以降における事業設計のあり方等について指摘があった。 以上のことから、「執行額と予算額の乖離の改善」、「支援方策の抜本的な見直し」、「単位当たりコストの検証・見直し」及び外部有識者所見を踏まえた検討を行うべきであり、本事業は「事業全体の抜本的な改善」とする。			

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善

・活動実績のうち畜産の指導実績については、豚流行性下痢(PED)、豚コレラ、鳥インフルエンザなど家畜伝染性疾病の発生リスクを恐れ農家が指導、審査を見送ったこともあり当初見込みを達成できなかった。今後は、GAP指導員等に対する研修会等を通じて農家への立入時の防疫対策のさらなる徹底を図るとともに、農家が家畜伝染病の侵入を懸念することなくGAPの指導、審査を受けられるよう、衛生管理の知識を有したGAP指導員等が農家を指導、審査をすることを事前にしっかり伝え理解してもらいつつ活動を推進していく。

・成果実績のうち認証取得実績については、農産では団体を構成する経営体の合意形成の遅れや審査会社の人員不足など、畜産では家畜衛生上の配慮から指導・審査に十分に対応出来なかったことなどが要因であり、認証取得支援ができなかったことにより減少したことで、執行率も低い結果となった。

・外部有識者の「GAPに対する事業者の知識、ニーズ、また取得するだけの能力があるのか、実情を確認されたい」との指摘については、平成30年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」において、GAPについて「知っていた」と回答した割合が、農業者モニターで55.1%、流通加工業者モニターで28.8%、消費者モニターで12.7%となっており、GAPについて「知っていた」と回答した農業者モニターのうち8.7%は既にGAP認証を取得しているほか、45.9%はGAPに取り組んでいるとの結果が得られており、引き続き、GAPの認知度向上や指導員による指導活動を推進していく。

・これらの状況を踏まえ、令和2年度概算要求においては、外部有識者の「これまでと異なった事業設計をする必要があるかもしれない」との指摘も踏まえ、農産では、「ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施」の目標達成に向け、GAP個別認証に対する支援から、農業者負担が軽減される団体認証の取得支援にシフトするとともに、畜産では、県が農業者への指導から認証取得までつなげる取組を支援できるように交付金化するなど、事業設計の見直しを行うこととしている。

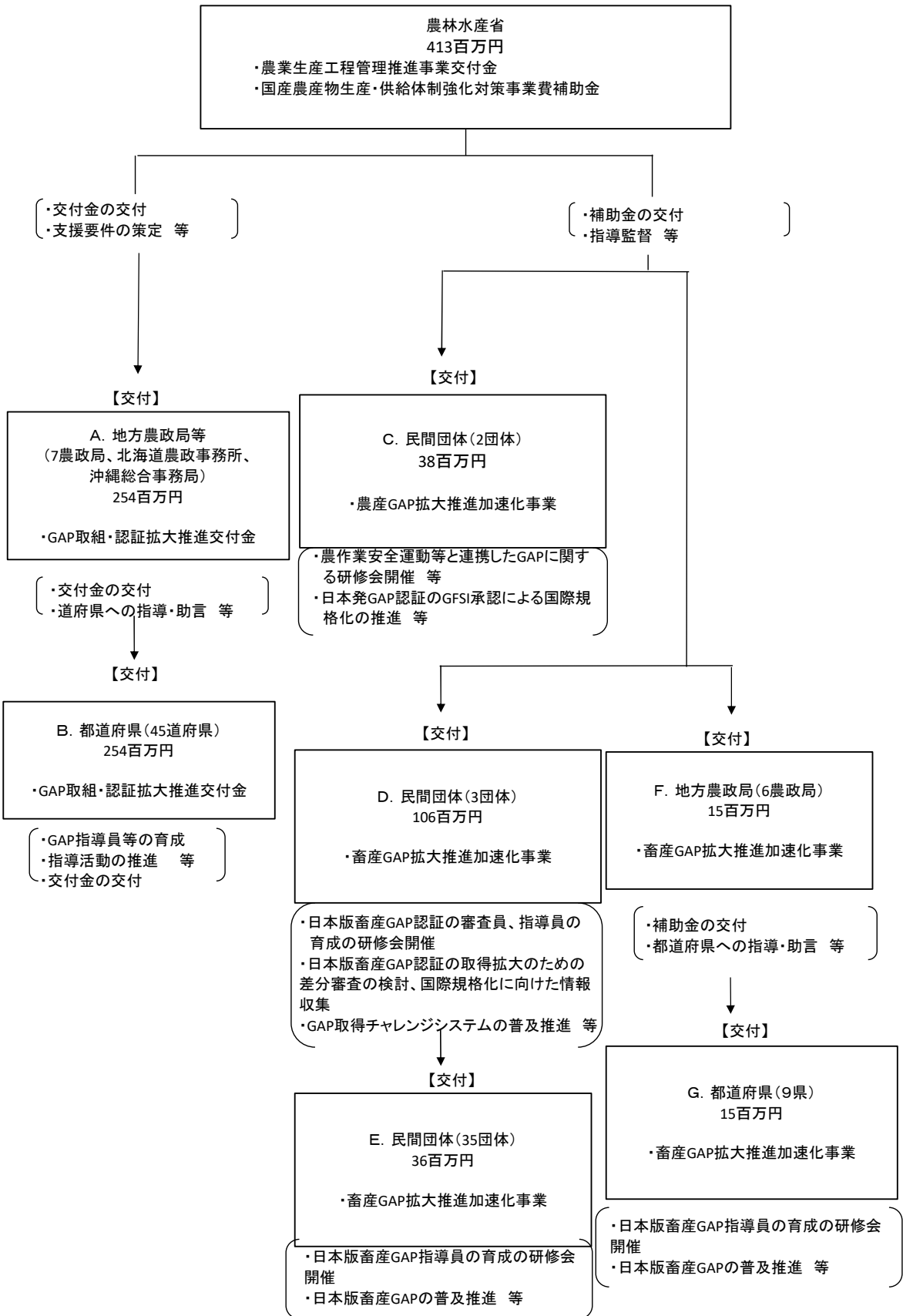
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度 -	平成23年度 -	平成24年度 -	平成25年度 -
平成26年度 -	平成27年度 -	平成28年度 -	平成29年度 -
平成30年度	農林水産省 (新30 - 0001)		

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.関東農政局			B.北海道		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	50	事業費	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	22
	計		50	計		22
	C.(一社)全国農業改良普及支援協会			D.(公社)中央畜産会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	旅費	現地調査、研修会開催に必要な経費	7	委託費	各県団体への委託	36
	人件費	賃金、社会保険料等	4	人件費	GAP認証取得支援、研修会・検討会開催等に必要な経費	12
	役務費	コンテンツのウェブサイト掲載に係る経費	3	役務費	GAP取得チャレンジシステムサーバー維持・改修等	10
	謝金	研修会講師謝金	2	旅費	研修会・検討会開催、現地指導に必要な経費	9
会場借料	研修会開催に係る会場借料	2	謝金	研修会講師謝金、検討会委員謝金	4	
印刷製本費	研修資料の印刷料	2	会場借料	研修会、検討会開催に係る会場借料	1	
			その他	印刷製本費、通信運搬費等	1	
計		20	計		73	
E.(一社)北海道酪農畜産協会			F.関東農政局			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
事業費	GAP指導員育成、地域研修会の開催	4	補助金	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	6	
計		4	計		6	
G.岩手県						
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
事業費	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施	3				
計		3	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	関東農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	50	その他	-	-	
2	九州農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	41	その他	-	-	
3	東北農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	36	その他	-	-	
4	東海農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	35	その他	-	-	
5	北陸農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	25	その他	-	-	
6	近畿農政局	-	管内の府県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	23	その他	-	-	
7	北海道農政事務所	-	管内の道に対する補助金交付事務、指導監督等業務	22	その他	-	-	
8	中国四国農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	19	その他	-	-	
9	沖縄総合事務局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	2	その他	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北海道	7000020010006	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	22	補助金等交付	-	-	
2	静岡県	7000020220001	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	20	補助金等交付	-	-	
3	三重県	5000020240001	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	20	補助金等交付	-	-	
4	宮崎県	4000020450006	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	12	補助金等交付	-	-	
5	山形県	5000020060003	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	10	補助金等交付	-	-	
6	青森県	2000020020001	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	10	補助金等交付	-	-	
7	新潟県	5000020150002	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	10	補助金等交付	-	-	
8	福岡県	6000020400009	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	8	補助金等交付	-	-	
9	長野県	1000020200000	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	8	補助金等交付	-	-	
10	兵庫県	8000020280003	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援	8	補助金等交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)全国農業改良普及支援協会	3010405001226	GAPに関連する法律・制度等の理解度向上に向けた研修会開催等の取組	20	補助金等交付	1	-	
2	(一財)日本GAP協会	7010005023419	日本発GAP認証の国際規格化を推進するために必要な取組	19	補助金等交付	1	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公社)中央畜産会	9010005013847	GAP指導員等育成、指導活動の実施、認証取得支援、GAP取得チャレンジシステムの普及推進	73	補助金等交付	13	-	
2	(一財)日本GAP協会	7010005023419	GAP指導員等育成、分別流通に関する検討会、国際規格化に向けた情報収集	22	補助金等交付	13	-	
3	(公社)畜産技術協会	3010005003795	アニマルウェルフェアの普及啓発セミナーの開催等	11	補助金等交付	13	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)北海道酪農畜産協会	6430005001151	GAP指導員育成、地域研修会の開催	4	補助金等交付	-	-	
2	(公社)熊本県畜産協会	2330005008292	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施、GAP認証取得に向けたコンサルタント指導	4	補助金等交付	-	-	
3	(公社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	3340005000223	GAP指導員育成、地域研修会の開催	3	補助金等交付	-	-	
4	(公社)宮崎県畜産協会	7350005005003	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施	3	補助金等交付	-	-	
5	(公社)山形県畜産協会	5390005000497	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施、GAP認証取得に向けたコンサルタント指導	3	補助金等交付	-	-	
6	(公社)千葉県畜産協会	1040005001253	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施、GAP認証取得に向けたコンサルタント指導	2	補助金等交付	-	-	
7	(公社)秋田県農業公社	7410005001078	GAP指導員育成、地域研修会の開催	2	補助金等交付	-	-	
8	(公社)福島県畜産振興協会	8380005000108	GAP指導員育成	2	補助金等交付	-	-	
9	(一社)長野県畜産会	8100005000085	GAP指導員育成	1	補助金等交付	-	-	
10	(一社)宮城県畜産協会	6370005001950	GAP指導員育成、地域研修会の開催	1	補助金等交付	-	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	関東農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	6	その他	-	-	
2	東北農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	3	その他	-	-	
3	九州農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	2	その他	-	-	
4	東海農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	2	その他	-	-	
5	中国四国農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	1	その他	-	-	
6	北陸農政局	-	管内の県に対する補助金交付事務、指導監督等業務	1	その他	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	岩手県	4000020030007	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施	3	補助金等交付	13	--	
2	茨城県	2000020080004	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施	2	補助金等交付	13	--	
3	静岡県	7000020220001	GAP指導員育成、地域研修会の開催、指導活動の実施	2	補助金等交付	13	--	
4	佐賀県	1000020410004	GAP指導員育成、地域研修会の開催	2	補助金等交付	13	--	
5	群馬県	7000020100005	GAP指導員育成	2	補助金等交付	13	--	
6	三重県	5000020240001	GAP指導員育成	2	補助金等交付	13	--	
7	徳島県	4000020360007	GAP指導員育成、地域研修会の開催	1	補助金等交付	13	--	
8	石川県	2000020170003	GAP指導員育成	1	補助金等交付	13	--	
9	岐阜県	4000020210005	GAP認証取得に向けたコンサルタント指導	0	補助金等交付	13	--	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	--	